

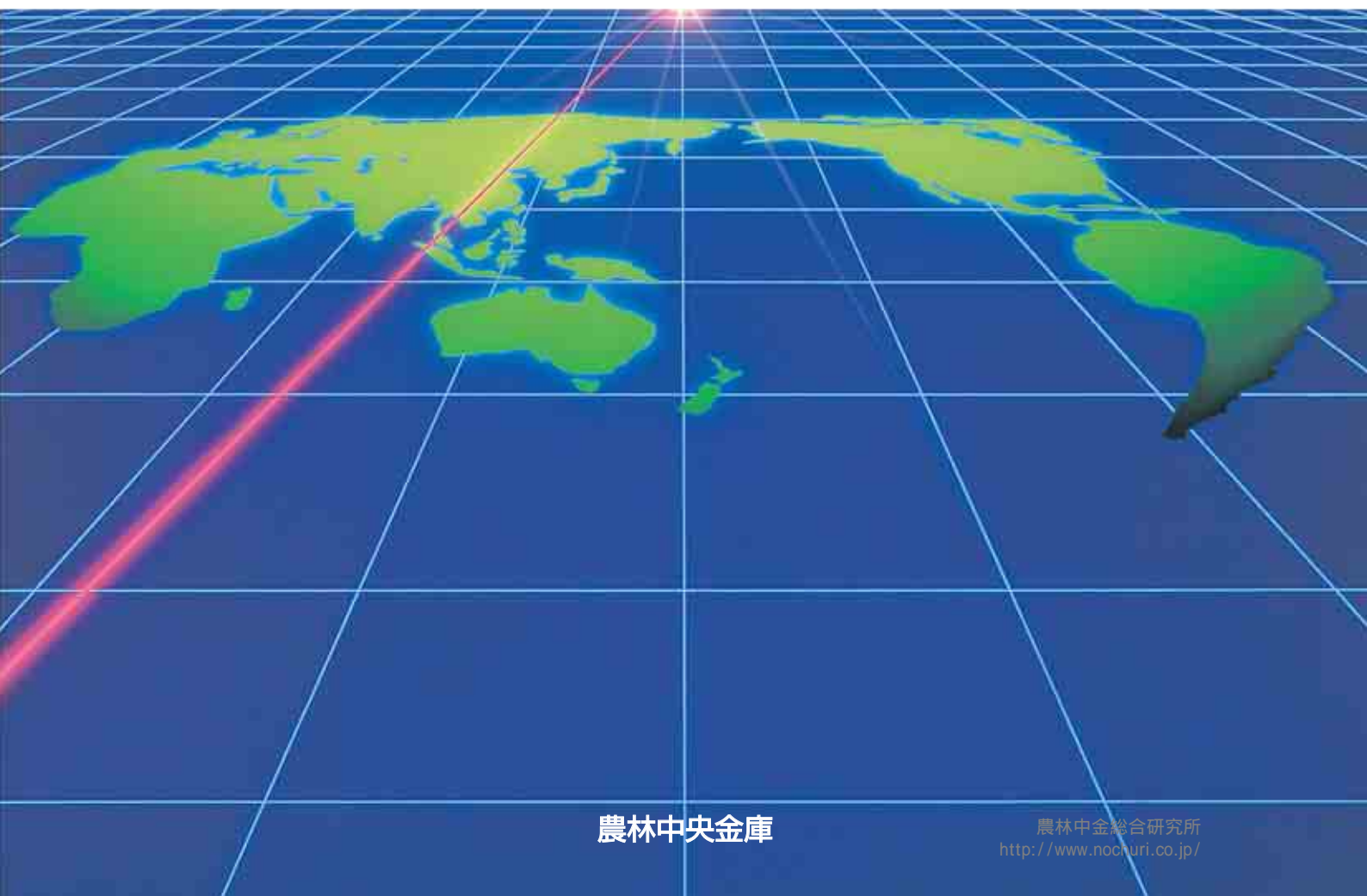
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014 **4** APRIL

## 農業制度改革の課題

- 2014年農政改革と水田農業の課題
- 日本における農業者教育



## ゲマインシャフト・ルネッサンス

当総研では再生可能エネルギーに関するシンポジウムの開催を目的とし、ドイツにおいてエネルギー協同組合の設立に深く関わっている2人の協同組合関係者を招聘した。シンポジウムの詳細は本誌6月号において紹介の予定であるが、ここでは、彼らとの交流を通じて印象に残ったいくつかの点を紹介することとしたい。

ドイツにおける再生可能エネルギーの事業主体として、市民・農民などが組織するエネルギー協同組合の設立が近年急速に増加している。特に注目されるのは、それらの動きが政府なり中央機関の強い指導を受けてということではなく、極めて「草の根」的な運動として展開されている点である。さらに、それらは単なるエネルギー生産にとどまらず、農村社会において人々が自らの地域を改善していこうとする、新たな運動の萌芽となりつつある。

例えば、村の多くの人々が共同で古い建物を改修し、村のレストランとして蘇らせる、共同の介護施設を運営する、といった幅広い取組みが広がりつつある。それらは、必ずしもエネルギー協同組合自体の取組みとして行われているものではないが、エネルギー生産での共同により、人々が共同して何かを行うことの可能性、価値を知り、それが新たな運動への広がりを生んでいるように感じられるのである。固定価格買取制度下での再生可能エネルギー事業は、収支計算が比較的容易であり、人々が共同事業として最初に取り組む、いわば「共同への入り口」として大きな意味を持ったように思われる。

こうした共同活動の広がりについて、来日したドイツの人々が語る時、しばしば耳にしたのが「ゲマインシャフト・ルネッサンス」という言葉であった。ここで使われている「ゲマインシャフト」は、我々がかつて学んだ、血縁・地縁等による自然発生的共同体といった意味とはやや異なり、そうした共同体における人々の相互関係、いわば、「絆」「チームスピリット」といったものに近いニュアンスであるように感じる。そうした人々相互の関係が、共同活動の広がり背景にあり、またそうした活動が人々相互の関係性を強めていく、という文脈でこの言葉が使われている。近年のドイツにおいては、この「ゲマインシャフト・ルネッサンス」という言葉がしばしば語られるようになったという。その背景をどのように考えればよいのであろうか。

それが「ルネッサンス」である以上、人々の中に、かつてあったものが今失われているという意識があったことを意味する。近年、民間活力導入の名のもとに、競争的關係がことさらに重視され、また人々の生活に関わる様々な政策が、グローバリズム、グローバルスタンダードの名のもとに、国家間、多国籍企業間のルールにより決定されるといった傾向が強まっている。そうしたなかで、市民が、かつて存在した共同の關係性を取り戻し、自らの生活の在り方を自らが決定していこうとする動き、それがドイツにおける新たな協同組合設立の背景にあるのではなからうか。ドイツの再生可能エネルギーについて論ずる時、彼我の制度の違い、環境条件の違い等、我々が「できない理由」を数々指摘する論者も多い。しかし、真に学ぶべき点は、何かをきっかけとすれば、こうした人々の自立的な活動が起こりうるという、まさにその点にあるのではなからうか。

（(株)農林中金総合研究所 常務取締役 原 弘平・はら こうへい）

今月のテーマ

農業制度改革の課題

今月の窓

ゲマインシャフト・ルネッサンス

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 原 弘平

切迫するTPPと政権交代で躍り出た政策転回  
2014年農政改革と水田農業の課題

藤野信之 — 2

日本における農業者教育

上野忠義 — 26

情  
勢

高齢者との金融取引にかかる法務面からの検討

(株) 協同セミナー 常務取締役 桜井達也 — 49

談話室

家族農業再評価の流れを大河にしよう

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会  
(生活クラブ生協連合会)

代表理事会長 加藤好一 — 24

統計資料 — 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見に  
わたる部分は、筆者の個人見解である。

# 2014年農政改革と水田農業の課題

—切迫するTPPと政権交代で躍り出た政策転回—

主席研究員 藤野信之

## 〔要 旨〕

- 1 食料・農業・農村基本法に基づいて策定される食料・農業・農村基本計画の策定作業が、2014年1月に、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会と企画部会との合同会議で片切られた。  
ところが、その内容の大枠となる検討方向と、その計画に基づいて実施されるべき政策は、既に13年12月に政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」において「制度設計の全体像」等として決定されているという逆転が生じている。
- 2 その内容は、大括りに言って、①農地中間管理機構の創設、②経営所得安定対策の見直し、③水田フル活用と米政策の見直し（米の生産調整目標数量の行政による配分の5年後目途の中止、および転作助成金のうち、飼料用米・米粉用米に対して数量払いの導入と上限値の2.5万円/10aアップ等）、④日本型直接支払制度の創設（現行の「農地・水保全管理支払」の組替えによる単価の1千円/10aアップ〔都府県単価〕等と、対象の畑地への拡大）である。
- 3 しかし、これらのうち大きくみれば、①の農地中間管理機構の創設や、③米の生産調整の見直し等を除けば、政権交代による揺り戻し、先祖返りに過ぎない面ももっている。これにTPP交渉進展の切迫感が、政府をして、農地集積の加速と、輸入米増を想定した米価低下もにらんだ生産調整の見直しに突入させたといえよう。
- 4 そこで本稿では、これまでの近年の米をめぐる農政展開を振り返った後、今回の農政改革の経緯、背景、内容と問題点を整理するとともに、これらを踏まえた水田農業の課題を検討する。
- 5 今回の政策転換では飼料用米への誘因・転作強化が喧伝されているが、主食用米の需要量は毎年8万トンずつ減少傾向にあり、飼料用米の生産増はその振替で目安として5年で40万トン程度が目標されているに過ぎない。40万トンは平年単収530kgで約7.5万haにとどまる規模であり、万一米の需要量が下げ止まったとしても、生産調整を見直せば主食用米への復帰圧力17.5万ha（需給均衡時で6.8万ha）が別途に存在することに留意が必要である。
- 6 5年後目途の生産調整の見直しによって、主食用米の過剰生産素地の発生が予想されるが、全中の対応方針にもあるとおり、「水田活用米穀」による転作取組みを徹底し、民間取組みによる生産調整の維持・拡大を図っていく必要がある。また、セーフティネットとして地域別生産費を基準とした変動不足払い制度等（ゲタ）が求められよう。

## 目次

### はじめに

#### 1 近年の米をめぐる農政展開

- (1) 食管法廃止と米価の低下
- (2) 米価低下の補填策
- (3) 生産調整研究会による米政策改革

#### 2 今回の農政改革の経緯

#### 3 農政改革の背景と内容

- (1) 農地中間管理機構の創設
- (2) 経営所得安定対策の見直し
- (3) 生産調整の見直し
- (4) 日本型直接支払制度の創設
- (5) 農業予算の内容

#### 4 農政改革の問題点

#### (1) 政策決定過程

- (2) 米価低下と補填策のあり方
- (3) 経営所得安定対策の対象者の絞込み
- (4) 生産調整見直し等

#### 5 水田農業の課題

- (1) 世代交代・担い手の明確化と小規模兼業農家支援
- (2) マーケットインの米生産
- (3) 生産調整の維持・拡大
- (4) 政策的補助の最大活用と集落営農の組織化
- (5) 適切な不足支払制度の創設

## はじめに

食料・農業・農村基本法に基づいて策定される食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という）の策定作業が、2014年1月に、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会（以下「農政審議会」という）と企画部会との合同会議で皮切られた。現行の基本計画（10～15年）を見直しし、今回策定する計画の対象期間は15年から5年間で、農政審議会・企画部会は今後1年程度をかけて見直し案をまとめることとなる。

ところが、その内容の大枠となる検討方向と、その計画に基づいて実施されるべき政策は、既に13年12月に政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」（以下「創造本部」という）において「制度設計の全体像」等として決定されているという逆転が生じて

いる。創造本部は、政府の調査審議機関である「産業競争力会議」や諮問機関である「規制改革会議」の民間議員の発言に大きく影響されて「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「創造プラン」という）を策定した。

その内容は、大括りに言って、

- ①農地中間管理機構の創設
- ②経営所得安定対策の見直し（戸別所得補償を受け継いだ「米の直接支払交付金【いわゆるゲタ】」の半減化と5年後の廃止、同「米価変動補填交付金」の14年度からの廃止）
- ③水田フル活用と米政策の見直し（米の生産調整目標数量の行政による配分の5年後目途の中止、および転作助成金である「水田活用の直接支払交付金」のうち、飼料用米・米粉用米に対して数量払いの導入と上限値の2.5万円/10aアップ等）
- ④日本型直接支払制度の創設（現行の「農

地・水保全管理支払」の組替えによる単価の1千円/10aアップ〔都府県単価〕等と、対象の畑地への拡大)

である。

米の生産調整目標数量の行政による配分の見直しについては、安部首相が自ら衆院の施政方針演説で「減反の廃止」との表現を使ったこと、4年間定着していたゲタの突然突きつけられた半減化・廃止、飼料用米の増産ドライブ等は生産現場に混乱を引き起こしている。

しかし、これらのうち大きくみれば、①の農地中間管理機構の創設や、③の米の生産調整の見直し等を除けば、政権交代による揺り戻し、従来の自民党の施策への先祖返りに過ぎない面ももっている。これにTPP交渉進展の切迫感が、政府をして、農地集積の加速と、輸入米増を想定した米価低下もにらんだ生産調整の見直しに突入させたといえよう。

もちろん、TPPに関しては、米国は早い段階から米の関税障壁撤廃よりも現行のミニマム・アクセス(MA)米制度の質の改善を求める姿勢をにじませており、米の関税障壁は守られる可能性もあるが、MA米制度に関する米国の主張が実現されれば国内主食用米需給・価格に大きな影響が出ることは避けられない。

そこで、本稿ではこれまでの近年の米をめぐる農政展開を振り返った後、今回の農政改革の内容、問題点を整理するとともに、これらを踏まえた水田農業の課題を検討することとしたい。

## 1 近年の米をめぐる農政展開

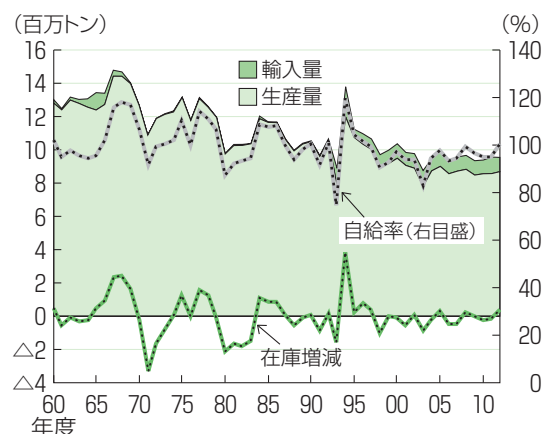
### (1) 食管法廃止と米価の低下

米は戦後、1994年度までは旧食糧管理法(以下「食管法」という)により一定の基準による政府買入れが行われており、政府買入価格(農家手取価格)は戦後から順次上昇し、84~86年には18,668円/60kgのピークをつけた。

しかし、単収増と食生活の変化を受けた需要減によって生産過剰を生じ、69年からは政府米のほかに自主流通米(以下「自流通米」という)制度と生産調整(減反)が始まり、88年には自流通米量が政府買入量を上回るに至った。政府買入価格は87年から低下に転じ、食管法廃止・旧食糧法施行前年である94年における16,392円に向けて低下していった。

食管法廃止と同時に米流通は計画流通制度に移行し、米の無制限買入義務を廃止し

第1図 米の生産量・輸入量・自給率の推移



資料 農林水産省「食料需給表」から作成

(注) 1 12年度は概算値。  
2 輸出は僅少のため省略。

て政府買入れは備蓄用のみとしたため政府買入量はさらに減少していき、計画外流通米も増加していった。自流米の価格は市場（相対市場を含む）で決まり、その年産別落札銘柄平均価格（≒農家手取価格+集荷団体の集出荷経費）は93年産の22,760円/60kgから傾向的に低下し、09年産では15,610円（包装代・消費税等込み価格、集荷団体の集出荷経費を2千円とすると農家手取価格は13,610円）となった。

自主米センター等の価格形成市場での落札価格は、「入札指標価格」として市場外の相対取引にも適用され、それが04年度からの米流通制度改革（計画流通制度廃止）において衣替えした全国米穀取引・価格形成センター（以下「コメ価格センター」という）においてもほぼ踏襲されることとなっていた。しかし、同改革によってコメ価格センターへの上場義務が廃止されたこと等から、コメ価格センターへの上場数量は激減し、米価格は実質的には全農等の全国集荷団体と米卸業者との相対取引市場で決まるようになった。こうしたことから、コメ価格センターは11年3月に廃止された。

相対取引価格は、落札平均価格に代わるものとして06年産から農林水産省によって公表されるようになり、09年産では14,470円（包装代・消費税等込み価格）、米戸別所得補償モデル事業（以下「戸別モデル事業」という）実施年度の10年産では12,711円に低下した。

東日本大震災に見舞われた11年産米価格は、福島第一原発事故の影響も受けたタイ

ト感から上昇し、年間平均では15,215円となった。12年産米では、端境期の需給逼迫や低価格帯米の価格上昇等を受けて、12年9月の相対取引価格は16,650円の高値スタートとなったが、その後弱含んで低下し、13年8月には16,127円となった（13年産平均で16,455円、農林水産省資料から算出）。13年産米価格は、12年産米価格の高値推移等による需要減と好作況による供給増で需給が緩み、13年9月の相対取引価格は14,871円の安値スタートとなり、需給状況は改善せずに低下が続いて14年1月では14,534円と前年比87.6%の水準となっている。

主食用米の需要減は、食生活の高度化・多様化によってもたらされた構造的な面が強く、不可逆的なものであり、供給面でも40%に及ぶ生産調整の継続のなかでの潜在生産圧力による過剰生産という構造的なものといえる。こうしたことから、食糧法廃止以降の米価は傾向的に低下してきた。

## (2) 米価低下の補填策

### a 食糧法による政府買い支えから稲経と稲得・担経へ

稲作経営に対する政策的支援は、主に1942年に制定された食糧法に基づく生産者の政府売渡義務化や、それを受けた1952年以来の政府による無制限買入義務の法定化に基づく価格支持政策によって行われてきた。

95年には、上記のとおり食糧法廃止・旧食糧法施行により無制限買入義務は廃止されて政府米買入れは備蓄米に限定され、流通の主体は自流米に移行し、価格支持政策

も終焉した。

しかし、潜在的余剰基調を受けた米価低下は収まらず、新たな経営安定対策等が課題となり、98年からは米価・収入の変動を緩和する対策（いわゆる「ナラシ」）として、生産調整実施者の自流米を対象にした「稲作経営安定対策」（以下「稲経」という）が実施された（内容は、米価低下額の80%を補填するもの）。

04年の米政策改革では、この稲経が「稲作所得基盤確保対策」（以下「稲得」という）に衣替えされ（内容は、米価低下額の50% + 60kg当たり300円を補填）、これに「担い手経営安定対策」（以下「担経」という）が上乘せされた（内容は、稲作収入減少額の90%を補填するもので、稲得による補填額は控除）。しかし、担経の対象者の経営規模は、原則として個別経営で4ha（北海道は10ha）以上、集落営農で20ha以上と選別的であった。また、そもそもこれらの諸対策（ナラシ）が、諸外国との生産条件の不利性を補正するもの（ゲタ、岩盤）でなかったことから、米価の長期的低下傾向のなかでは、所得の下支え機能を発揮しないという問題をはらんでいた。

なお、稲得への加入は99万人、米生産量ベースで407万トンと03年産の稲経への加入106万人、423万トンとほぼ同程度のものであった。しかし、規模要件を設けた担経については、加入面積約16万ha（稲作付面積約160万haの1割）、約3万人と、極めて少ないものとなった。

## b 品目横断的経営安定対策

こうしたなかで、稲作に対する政策的支援は、主に稲作経営の構造改革促進と、国内の生産促進的補助策を抑制的に扱うWTOへの対応を主因に、07年からは経営安定対策という品目横断的な農家経営全体に対する直接支払制度に移行した。

その内容は、稲作については引き続き、①諸外国との生産条件不利補正対策は手付かずのままにして、②収入減少影響緩和対策（ナラシ）だけで構成することとされた。支援対象者は、認定農業者か集落営農組織であり、原則的な規模要件は担経のものが踏襲されたが、その規模は他産業所得の半分を満たすものとして試算・設定された。

この間には、これらの直接的な経営支援策のほかに、各種の転作奨励策が実施されてきた。旧生産調整助成金に代わる「産地づくり交付金」は、04～06年度、07～09年度を実施期間として産地づくり対策の目玉として定着してきたが、09年度からは産地確立交付金（産地確立対策、09～11年度）に衣替えされ、調整水田等の不作付地への助成は原則として認めないこととされた。

なお、品目横断的経営安定対策への米の加入申請は、5.9万経営体、43.7万haと、担経に続いて少ないものとなった（導入初年度の07年度。12年度でも6万経営体、43.1万ha）。

## c 米戸別所得補償政策

09年8月の衆院選で政権党となった民主党の10年度からの農政では、戸別モデル事業として、生産数量目標に即した生産を行



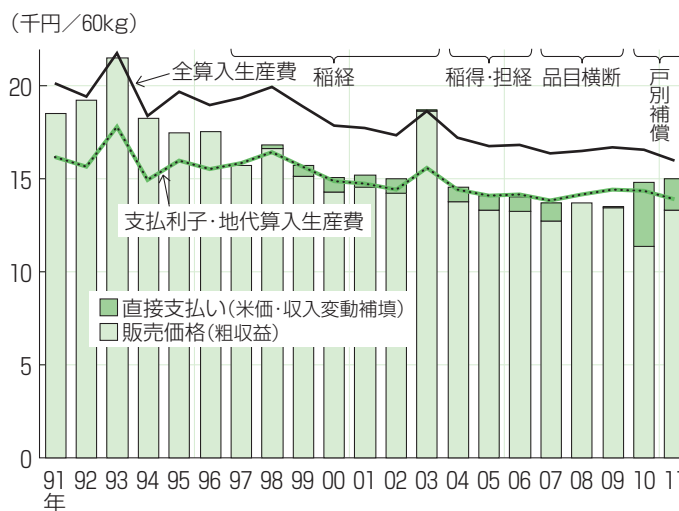
った全ての販売農家（集落営農を含む）に対する「標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本とした補てんをする交付金＝ゲタ」が初めて設定された。転作奨励としては、対策の第2の柱としての「水田利活用自給力向上事業」（以下「水田利活用事業」という）として、生産数量目標に即した生産のいかんにかかわらず、麦・大豆への35千円/10a等が交付された（産地確立交付金は廃止されたが産地資金として一部復活）。

11年度から本格実施に移行した農業者戸別所得補償制度（以下「戸別所得補償」という）の対象作物は、①恒常的なコスト割れ、②食生活上特に重要、③他作物との組合せ生産の広範な実施、を条件として選定された米、麦、大豆、テンサイ、でん粉原料用馬鈴薯、ソバ、菜種の6品目であった。

戸別所得補償は生産調整参加を条件とする一方で、水田利活用事業（転作奨励）は生産調整参加を条件からはずした。戸別所得補償の定額部分は米に対して初めて創設された「ゲタ、岩盤」型補助金であったこともあり、参加率は水稲共済参加農家数の79%（140万戸）、生産目標数量813万トン（153.9万ha）の73%と高いものとなった。

一方で、転作作物は、転作奨励金を09年産から始まった「水田フル活用」政策（水田等有効活用促進交付金）の5.5万円/10aから8万円へと高めた飼料用米・WCS（稲発酵粗飼料用稲）や米粉用米の作付面積は増

第2図 米の販売価格と生産費、補填(試算値)の推移



資料 平澤(2010)の第4図を91年以降とし、08年以降をアップデート  
 (注) 直接支払い(米価・収入変動補填)は、98～03年は稲作経営安定対策、04～06年は担い手経営安定対策(過去3年平均基準)と稲作所得基盤確保対策の05年補填実績による加重平均、07～09年は収入減少影響緩和対策。生産者の拠出分は差し引いた。稲作経営安定対策による補填は生産費調査による。  
 04年以降の基準価格・収入、補填率、生産者の拠出率は各制度に従って計算。ただし全体の傾向をみるため、いずれも生産費調査の粗収益(全国合計値)により計算。また単純化のため生産面積の変化、基金額による支払い制限および他作物との収益相殺(07～09年)は捨象した。10年は戸別所得補償(定額、変動部分各1,700円)。11年は同(定額1,700円、変動無し)。

えたが、麦・大豆は増えなかった。生産調整に不参加の生産者で、主食用米の代わりに、湿潤を嫌うという意味で水田に適しない麦大豆をわざわざ一部で作る生産者はいないだろう。麦大豆は数十年前から適地適作が実現、定着し、今後大きな変動は起こり得ない<sup>(注1)</sup>と考えるのが妥当と言えよう。

(注1) 詳しくは、藤野(2009b, 2010a)を参照。

### (3) 生産調整研究会による米政策改革

この間に、上記の04年以降の補填策の有り様（補填の対象者等）を規定した「生産調整研究会」に基づく米政策改革が行われた。

すなわち04年からは、農林水産省に設置された生産調整研究会が打ち出した「米政策改革」が実施され、生産調整は面積規制

(ネガティブ方式) から生産数量調整方式 (ポジティブ方式) に移行された。

また、07年からは生産調整の実施主体が、行政から生産者・生産者団体に移された。このこともあって、08年の生産調整目標超過の過剰生産は50万トン (5.4万ha) となり、前記の水田フル活用政策が策定されることとなった。

生産調整の助成金は「転作奨励金」であり、麦・大豆に関しては基本奨励金が4万円/10aとなっていた。米政策改革のなかでは、各地域に適合する自主的な転作奨励を認めることとし、「地域水田農業ビジョン」の策定を条件とした前記 (2) b の産地づくり交付金が創設され、各地域に定着している<sup>(注2)</sup> (04~09年の措置)。

(注2) 地域の自主性を取り上げた民主党農政による全国一律の転作助成制度 (水田利活用事業) が小麦の農商工連携を崩した事例については、藤野 (2010c) を参照。

## 2 今回の農政改革の経緯

今回の農政改革の端緒は、端的に言って2つある。一つはTPP対応への切迫感であり、二つは政権交代 (自民党の政権復帰) である。

TPP対応という意味では、前民主党政権時にTPP参加を見据えて政府が11年10月に策定した「食と農林漁業の再生実現会議」による経営規模拡大を志向したプラン (「食と農林漁業の再生のための基本方針・基本計画」、以下「再生基本方針・基本計画」という) があり、ここでは「平地で20~30ha、中山

間地域で10~20haの経営体が大部分を占める農業構造を目指す」こととされてきた。近時の経営規模拡大加速化路線はこの時に始まる。

12年12月には衆院選の勝利によって自民党が政権に帰り咲き、安部氏が首相となって「攻めの農林水産業」を旗印にして、13年1月に諮問機関としての「規制改革会議」や調査審議機関としての「産業競争力会議」を、民間委員・議員も組織して検討を開始した。

一方で財界は、「経済連携協定を生かし、成長を実現するために (13年3月)」や「日本農業の再生に向けた8つの提言 (同年9月)」 (経済同友会, 2012年度農業改革委員会, 新浪委員長) において、「攻めの農業の実現」<sup>(注2)</sup>として「生産調整の段階的廃止 (5年)、米価変動補填交付金制度を見直し、1.2万円/60kg (現行は1.37万円=筆者挿入) を限度に直接支払いで生産コストを補填し10年で段階的に7千円に引き下げる旨をあらかじめ明示、米の直接支払交付金 (1.5万円/10a) を廃止し新たな直接支払制度の財源を確保等」の提言を行ってきた。

13年10月の産業競争力会議の第3回農業分科会では、主査新浪委員から「農業の産業としての競争力を強化する観点から、生産調整を中期的に廃止していく方針を明確化し」、「16年度には、生産数量目標の配分を廃止し、生産調整を行わないこと」が提案された。

これらを受けて、13年11月に政府の創造本部において創造プランが、「はじめに」に

あるとおりの4点の農政改革（「制度設計の全体像」等）を含んで決定された。

このうち、①の農地中間管理機構の創設に関しては、農林水産省が、担い手への農地集積を加速化すべく農地中間管理機構（以下「機構」という）を創設し、機構が基盤整備も行った上で面的にまとまった農地を担い手に貸し付ける枠組みとすることを13年4月に産業競争力会議に提案した。

一方で、民主党政権時代の12年度にスタートした地域の担い手の明確化と農地集約運動に連動する「人・農地プラン」の策定が進捗しており、人・農地プランの法制化や機構との関係が問題となったが、民間委員の意見によって人・農地プランは法制化せず、10月の機構設置法案では「農地の借受け希望者を必ず募集し、機構が定めるルールに基づいて農地貸付先を決める仕組み」とされた。貸付先は農家だけでなく企業も対象になりうることとなる。農林水産省は、貸付先は「地域農業の発展につながるものが基本」（農地政策課）と考えている<sup>(注3)</sup>としていた。

しかし、12月の衆院本会議での与野党共同修正によって、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第26条において「地域調和要件」の追加が行われることとなり、人・農地プランが位置づけられることとなった。

（注3）13年10月26日付日本農業新聞。

### 3 農政改革の背景と内容

#### (1) 農地中間管理機構の創設

##### a 機構創設の背景

機構の創設の背景のうち最大のものは、前述した2つの事由のうちの1つであるTPPの切迫感であり、これを受けて農林水産省が13年4月に創設を提案し、農地集積の救世主として脚光を浴び、紆余曲折を経て立法化されたものである。

前提となる「担い手への農地集積を、現行の5割から今後10年で8割に高める目標」は、13年6月閣議決定の「日本再興戦略」に位置づけられた。もちろん、その他の背景には昭和一桁世代の大量リタイアと後継者不足、耕作放棄地の漸増という事情もあった。

もともと、農林水産省には農業構造改革（経営規模拡大）の志向性があり、早くは92年のいわゆる新政策（「新しい食料・農業・農村政策の方向」）において「個別経営体で10～20ha程度」が目指されていた。

その後、基本計画の改定時には、「参考資料」として「農業構造の展望」が付带的に示されてきたが、前述のとおりTPP対応のために策定された「再生基本方針・基本計画」では「平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの経営体が大部分を占める農業構造を目指す」こととされていた。橋口（2013）は、「担い手の米の生産コストを現状の全国平均に比べて4割削減する」目標との整合性から、「『（日本再興）戦略』には明記され

なかったが、水稻作付面積20ha水準の経営を育成するという隠れた政策目標がやはり存在すると言ってよいであろう」と指摘している。

このように農地集積自体は昨今に始まったものではなく、戦後1952年の農地法制定（自作農主義）をスタート台にして、早くも61年には農業基本法が農業構造の改善（規模拡大）を謳い、70年には農地保有合理化事業（離農者等から規模拡大農業者への農地売買、貸借の仲介事業）が創設され、75年には農地法第3条の許可を要せずに農地貸借（利用権設定＝農地版定期借地権）ができる制度（農用地利用増進事業）が措置された。これによって、80年代以降はこの方法による農地集積が加速化した。09年には農地法等が改正され、農地貸借と面的集積の促進策が措置された（農地利用者の拡大〔会社、NPO等の借入容易化〕、全市町村における市町村、公社、農協等の農地利用集積円滑化団体での面的集積促進＝農地利用集積円滑化事業）。

その後、前記の「再生基本方針・基本計画」も受けて、これに関する取組方針（農林水産省、11年）において、「人と農地の問題を解決するための基本的プラン」である「地域農業マスタープラン＝人・農地プラン」が位置づけられ、前節2のとおり、12年度から地域の徹底した話合いを通じて担い手（中心経営体）と、担い手に農地を集積する連携農業者（離農等の予定者）の明確化が目指されることとなった。

今回の機構設立に向けた農林水産省の検討過程では、機構の保有する農地の位置づ

け等に関し、様々な議論もみられたが、耕作放棄地対策の強化（①予備軍も対象化、②手続きは「機構に貸す意思の確認」からで可、③所有者不明は、公告と知事裁定で機構に利用権設定可）で落ち着いた。

## **b 機構の内容・機能**

機構は県ごとに置き、高齢農家等から農地を借り上げ、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける。機構が地域内の分散錯圃を解消して貸し付けることを目標とし、基盤整備の受益者負担分を機構が負担することも想定している。また、機構は市町村に業務委託（貸付相手方決定等を除く一部）できるし、知事承認によって農協にも業務委託（同）できる。

農地の貸付先は、機構の公募による。貸付先決定ルールは機構が定めるが、①借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整する、②地域農業の発展に資するものとしていくことが基本とされる。

## **(2) 経営所得安定対策の見直し**

### **a 対策見直しの背景**

対策見直しの背景のうち大きいのは、自民党の政権復帰である。戸別所得補償の見直しは12年12月の衆院選の政権公約にも入っていたものである。もう一つは、もともと07年の品目横断的経営安定対策において、米は高い国境措置があることを理由にしてゲタ（諸外国との生産条件不利補正対策）がなく、ナラシ（収入影響減少緩和対策）だけが措置されていたことである。これは、自

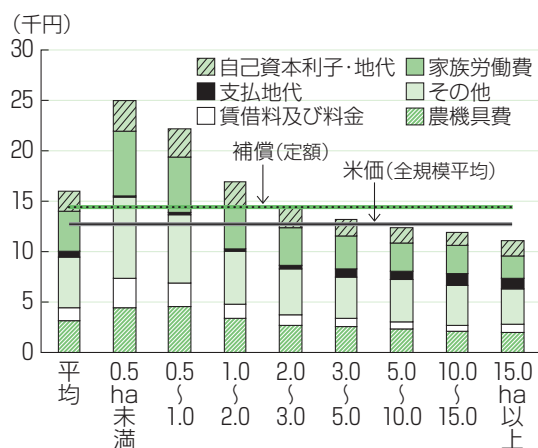
第1表 米の所得補償交付金の支払実績(2012年産)

(単位 万件, 億円, %)

	合計	0.5 ha 未満	0.5 ~ 1.0	1.0 ~ 2.0	2.0 ~ 3.0	3.0 ~ 5.0	5.0 ha 以上
米の所得補償交付金 支払対象者数	98.1	49.8	24.5	13.5	3.9	2.9	3.4
支払対象者数シェア	100.0	50.7	25.0	13.8	4.0	3.0	3.5
支払額	1,552	136	220	259	136	163	638
支払額シェア	100.0	8.8	14.2	16.7	8.8	10.5	41.1

資料 農林水産省「経営所得安定対策について」(13年10月)

第3図 米の規模別生産費と米価・定額補償の関係  
(60kg当たり・11年産, 米価・補償一律ベース)



資料 農林水産省「米生産費統計」他各種資料から作成  
(注) 1 米価は、11年産相対価格の「出回り～3月」平均から消費税、流通経費等控除したもの(全規模平均12,624円)。  
2 補償(定額)は一律1,700円、10a当たり15千円(530kg/10a)、10a控除は捨象。  
3 補償(変動)は無し(標準的な販売価格11,978円<11年産の販売価格12,624円)。

民党の米に対する政策補助策の設計思想に基づくものといえる。

また、米価が急落した戸別所得補償導入初年度(10年度モデル対策)の交付実績においても定額部分(ゲタ)と変動部分(ナラシ)を合わせると2ha以上層(支払対象者シェア10.4%)に超過利潤を生み、12年産ではその支払額(定額のみ)も937億円と、全規模対象の支払総額1,552億円の60%を占めるといった歪みに対する問題意識もあった(第1表, 第3図)。もちろん参加者の側には、

4年間の定着を見てこの超過利潤と支払額を前提に経営を構築する生産者もあり、半減化、廃止の影響は大きいものといえる。

## b 対策見直しの内容

### (a) 米

前記のとおり、戸別所得補償を受け継いだ「米の直接支払交付金(ゲタ)」の1.5万円/10a(1,700円/60kg)の半減化(7.5千円, 850円)と5年後の廃止、「米価変動補填交付金(ナラシ)」の14年度からの廃止である。そして、米の販売価格変動のスタビライザーは、品目横断的経営安定対策以来の「米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)」に一本化される(対象は現行通り認定<sup>(注4)</sup>農業者、集落営農と、15年度から認定就農者。経過措置として、14年度に限定して、米のナラシ対策非加入者に対して「米の補填が行われる場合」に米の収入減少額の33.75%[収入減少額の90%について国費負担分4分の3の5割]を交付する)。

戸別所得補償の制度設計当初は、標準的生産費と当年産販売価格の差を「一律単価」としてそれ全体を補償金額とし、そのうちの標準的生産費と標準的販売価格の差を「定額部分」として切り出し、残りを「変動部分」としていたが、いつの間にか「定額部分」と「変動部分」は全く別のものごとく分離されていた。

また、戸別所得補償の米のゲタ、ナラシの交付金対象者は、生産調整に参加する全ての販売農家、集落営農だったのに対して、

「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）」の対象者は現行通り認定農業者，集落営農（15年度から認定就農者を含む）に限定されるが，規模要件は外される。規模要件に関しては，この間の学習効果があったといえよう。<sup>(注5)</sup>

なお，中期的には全ての作目を対象とした収入保険（ナラシ保険）について導入を検討することとされ，現在，18年度からの導入に向けた準備が開始されている。

（注4）「認定就農者」とは，新たに就農するために就農計画を策定し，この計画について県知事から認定を受けた農業者。

（注5）規模要件が小麦の作付面積減に結びついた事例については，藤野（2010b）を参照。

### (b) 畑作物

畑作物の直接支払交付金（ゲタ）は，交付単価を微調整したのち，交付対象者を15年度から認定農業者，集落営農，認定就農者に限定するが，規模要件は外される（経過措置として，14年度に限定して，全ての販売農家，集落営農に対して実施する）。ナラシは戸別所得補償としては割愛されていたので，

米と同様に販売価格変動のスタビライザーは，従来通り品目横断的経営安定対策以来の「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）」の一本のみである（対象は現行どおり認定農業者，集落営農と，15年度から認定就農者）。

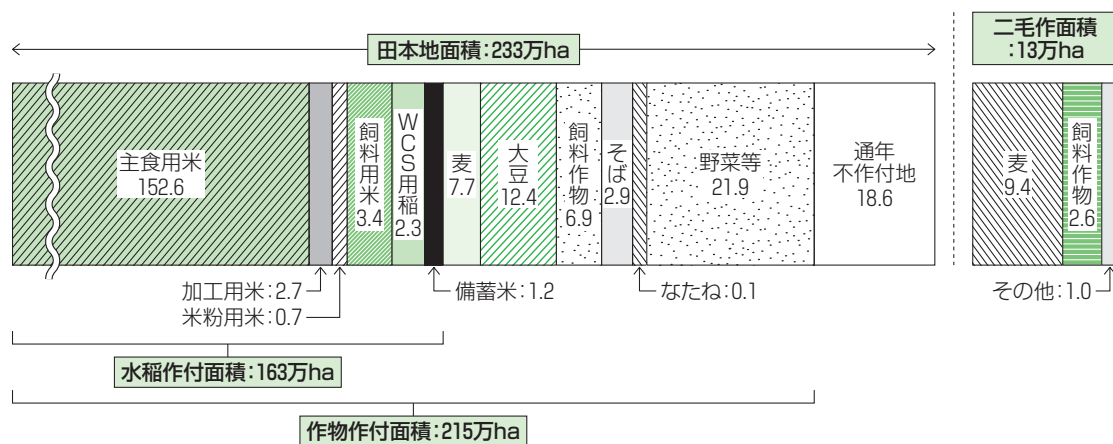
なお，転作助成金（水田活用の直接支払交付金）の対象は，現行どおり「全ての販売農家と集落営農」が踏襲される。これは，①米価維持のためには生産調整の維持・強化が必要なのと，②前身が旧「地域水田農業推進協議会」等への団体交付（産地づくり交付金）であったことによるものと考えられる。

### (3) 生産調整の見直し

#### a 見直しの背景

生産調整見直しの背景には，①生産調整不参加者（アウトサイダー），ことに大規模生産者の桎梏感，TPPの切迫感が大きいと，それと合わせて，②生産調整参加者（インサイダー）に疲弊感，限界感があった面も

第4図 水田の利用状況(2011年)



資料 農林水産省「米をめぐる関係資料」(13年11月)

否めない。

大規模生産者の意向を受けた主張は、言うまでもなく「経営の自由度拡大」要請であり、またTPPでMA米の拡大や米の関税削減が行われれば、輸入米増によって米価は低下するので生産調整の意味はなくなるという見通しがあるものと考えられる。

一方の生産調整参加者の疲弊感は、生産調整率が水田面積の40%に達している現状からみて、これ以上の生産調整強化は麦大豆等の田畑転換を伴うブロックローテーション等の集団転作に支障が生じるというものである。

生産調整は69年の開始時点の水田基本台帳に基づいて行われており、水田台帳上の水田を100とすると山間地等の通常の作付困難地を除くと80程度となる。生産調整率40ということは、麦大豆等の転作と水稲作付けとを同一圃場で行うことを意味し、その40を主食用米需要減を要因に拡大することは、拡大部分について麦大豆等を毎年作付けることとなり、連作障害の懸念が生ずるからである。もちろん、だからと言って生産調整が不要だということではないことに留意が必要である（第4図）。

## b 見直しの内容

「生産調整の見直し」とは、「行政による生産調整目標の配分の廃止」を意味する。「行政による生産調整目標の配分の廃止」が行われても、生産者・農協系統による民間の取組みは継続され、生産調整そのものが廃止されるものではないことに留意が必

要である。

前記の創造本部による「制度設計の全体像」によれば、「需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。こうした中で、定着状況を見ながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む」とされている。

しかし、過去における経験、実績として踏まえる必要があるのは、農林水産省設置の「生産調整研究会」主導による04年からの「米政策改革」のなかで、07年から生産調整の実施主体が行政から生産者・生産者団体に移されたが、過剰米の発生によって生産調整への取組強化が図られ（いわゆる「先祖返り」）、今日に至っていることである。民間の取組みで生産調整を実現することの難しさを十分に認識する必要がある。

## (4) 日本型直接支払制度の創設

### a 日本型直接支払制度創設の背景

日本型直接支払制度創設の背景は2つある。1つは前記(2) b (a)「米の直接支払交付金(ゲタ)」の1.5万円/10a(1,700円/60kg)の半減化(7.5千円, 850円)と5年後の廃止である。これを削減する代わりに「地域政

策」として、現行の農地・水保全管理支払を拡充するものである。交付金は集落営農を含む団体交付だが、後記bのとおり各種取組みの総額は最大で9,200円/10a(都府県)となる。

もう1つは、農村地域の高齢化、人口減少等で農地維持のための共同活動に支障が出始め、前節2および3(1)で述べたような機構の創設等で構造改革を進めようとしても、担い手の規模拡大に支障がでる恐れが出ていることである。

もちろん、根源的には、農業・農村のもつ国土保全、水源涵養、景観形成等の多面的機能を評価し、その衰えを防ぐ活動を支援する必要性があるとの認識がある。

#### **b 日本型直接支払制度の内容**

日本型直接支払制度の創設については、やや表現が大仰との指摘が成り立とう。

日本型直接支払いの内容は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(①農地維持[新規創設]と②資源向上[既往を組替え])。活動組織をつくり構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結する)を支援するものである。

交付単価は、①②両者合わせて都府県の田では5,400円/10aと、現行の農地・水保全管理支払(旧農地・水・環境保全向上対策, 07年の品目横断的経営安定対策導入時に創設)の4,400円を1,000円アップしただけのものである。もちろん、①の農地維持に関しては農業者だけの取組みについても支援される

こととなり、質的改善がなされているといえ、新たに③施設の長寿命化のための活動<sup>(注6)</sup>について都府県の田で4,400円が追加されたことや、畑地が対象となったことも評価できよう。また、14年度の当初予算額は483億円と13年度比200億円増加している。

(注6) ①②とあわせて③に取り組む地域には、②の交付単価が75%(1,800円)に減額され、総額で9,200円となる。また、現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は、②の交付単価が同様に75%(1,800円)に減額される。

### **(5) 農業予算の内容**

#### **a 農業農村整備関係**

それでは、これまで述べた今回の農政改革等は、国の農業予算にどう反映しているだろうか。

今回の農政改革とは直接連動しないが、まず初めに農業農村整備関係公共事業予算(当初+前年度補正)が13年度に5,902億円に回復していることが注目されよう。民主党政権下の10~11年度は3,000億円弱へと大きく削減されており、農業・農村の水利施設維持等に支障が懸念されてきたが、14年度も4,224億円が概算確保され、農林水産関係当初予算額自体も2兆3,267億円と回復基調が維持された(農林水産省「平成26年度農林水産予算概算決定の概要」、以下同じ)。

#### **b 機構の創設関係**

担い手への農地集積・集約化を進めるための機構による集約・集約化活動に対して、新規に305億円が手当てされた。また、農地の大区画化等の推進に、前年度とほぼ同額の農業農村整備事業費1,064億円が確保された。



### c 経営所得安定対策の見直し

米の直接支払交付金は半減されて806億円となった。一方で、水田活用の直接支払交付金は総額で2,770億円と253億円の増となった。これは、うち産地交付金が804億円と265億円増加されたことによる。

前記のとおり、産地交付金は04年に始まった旧産地づくり交付金を受け継ぐもので、地域の判断によって振興したい作物に助成できる転作補助金であり、「水田フル活用ビジョン」の策定を条件に交付される。産地交付金増の主眼は、飼料用米の多収性品種の導入、加工用米の複数年契約等に置かれている。

収入減少影響緩和対策（07年から続くナラシ）は、米、麦、大豆等を対象に前年度とほぼ同額の751億円が手当てされた。

### d 生産調整の見直し関係

前記のとおり、いまや生産調整参加助成金と化した米の直接支払交付金が、半額の806億円となった。

### e 日本型直接支払制度の創設

多面的機能支払交付金が、前年度の農地・水保全管理支払交付金282億円に200億円が上乗せされて483億円確保された。

また、従来の中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支援対策が、それぞれ前年度同額の各285億円、26億円手当てされ、日本型直接支払制度の一環に組み込まれた。

### f 予算の組替内容

米の直接支払交付金の減額分807億円は、水田活用の直接支払交付金のうちの産地交付金増265億円、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）の創設483億円（前年度の農地・水保全管理支払交付金282億円から200億円の増）、機構の創設関係新規確保305億円、14年産米から廃止予定の米価変動補填交付金の13年産支払準備金116億円増に組み替えられた。

## 4 農政改革の問題点

### (1) 政策決定過程

今回の農政改革にかかる政策決定過程の問題点は、「はじめに」に述べたとおり、政府の調査審議機関である「産業競争力会議」や諮問機関である「規制改革会議」の民間議員の発言に大きく影響されて政策を決定したことにある。

また、創造プランの「制度設計の全体像」は、農政審議会におけるこれからの審議・検討を受けて決定されるべきものであり、手順が逆転しているといえよう。

機構の創設についても、前節2や3（1）aで述べたとおり、産業競争力会議等の民間委員の意見に大きく影響されて法案が策定され、衆院本会議での修正決議でようやく「地域調和要件」が追加されることとなった。

もともと審議会政治自体、議会制民主主義の補完物に過ぎないものだが、その構成委員が政策決定の主役となってしまっ

本末転倒であろう。

## (2) 米価低下と補填策のあり方

米に現時点でいわゆるゲタが必要かどうかについては、諸外国との生産条件の格差<sup>(注7)</sup>が厳然として存在している以上、なぜ同じような国境措置で守られている小麦にはゲタがあって、米にはないのかという疑問を發すれば容易に結論が得られよう。

民主党政権下で登場した戸別所得補償は、米に関しては初めて「諸外国との生産条件格差から生じる不利」を補正する機能を持った「標準的な生産費を基準とし、その生産費（家族労働費は8割）と農家の販売価格との差を補填する」ものであり、明らかな「不足支払制度（ゲタ）」であった。

しかし、農家の販売価格は「標準的な販売価格（過去3年平均）と当年産の販売価格」に区分され、①標準的な生産費と標準的な販売価格の差は「定額部分（11年度からは「米の所得補償交付金」と呼称）」として、10a当たり15千円が、生産調整に参加する全ての販売農家、集落営農に対して交付され、②当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を「変動部分（11年度からは「米価変動補てん交付金」と呼称）」として、定額部分と同様に交付される仕組みとなって、その性格は「定額交付金付収入変動影響緩和対策」となった。

もともとは制度全体が一つの「不足支払制度（ゲタ）」であったのが、上記の販売価格の分離によって、「不足支払制度（ゲタ部分）」と「米価変動補填制度（ナラシ部分）」

に分離され、これが制度の内容やその理解を歪めることとなった。

ゲタ部分（現在の呼称は「米の直接支払交付金」）は、ゲタではなくて「生産調整参加助成金」のように扱われ、米価変動補てん交付金（ナラシ部分）は前自民政権時代の「収入減少影響緩和対策（ナラシ）」と重複するものとして廃止されることとなった。

この結果、今回の農政改革のなかでは、生産調整の見直しと連動して「生産調整参加助成金」にすり替えられたゲタ部分は、14～17年度の間に限って半額に減額して支給したのち廃止されることとなり、販売価格の2区分によってナラシとして扱われることとなった変動部分は収入減少影響緩和対策に吸収されることとなった（前記の14年度に限った、政策対象者に関する激変緩和措置あり）。

これらの「不足支払制度」の「生産調整参加助成金」と「ナラシ」への変節は、この本質を分かりづらくしてしまうもので、米は10年度から初めて獲得した「諸外国との生産条件格差から生じる不利」を補正する措置を失うこととなった。ナラシではいくらやっても米価の長期・傾向的低下は補正できない（18年度からの導入に向けて準備が開始されている「収入保険」制度も同様）。

一方で戸別所得補償は、前節3（2）aのとおり、2ha以上層に超過利潤を生じるという歪みも有していた。

考えるに、ゲタの必要性には疑いがなく、問題はその制度設計にあるのであって、①不足支払の基準となる生産費を、地域か、

少なくとも県を単位とする平均生産費等に  
する、②制度を歪める「定額部分」は設け  
ない、とするのが妥当ではなかろうか。

前記のとおり、13年9月の経済同友会の  
「8つの提言」では「1.2万円/60kg（現行は  
1.37万円＝筆者挿入）を限度に直接支払で生  
産コストを補填し10年で段階的に7千円に  
引き下げる旨をあらかじめ明示」と不足支  
払を認めていた。

（注7）コメ農家の経営規模は、日本（販売農家平  
均で約1.0ha（1））、豪州（ニューサウス・ウェ  
ールズ州平均で約70ha（70倍））、米国（カリフ  
ォルニア州コメ農家平均で約160ha（160倍））で  
大きな開きがあり、生産費も日本は米国の9倍  
となっている（農林水産省〈2013.11〉「米をめぐる  
関係資料」）。

### （3） 経営所得安定対策の対象者の 絞込み

前記のとおり、14年度からの米の経営所  
得安定対策はナラシに限定され、また、ナ  
ラシの対象者も、14年度から認定農業者、  
集落営農（15年度から認定就業者も）に限ら  
れることとなり、対象農業者数も大幅に縮  
減される。認定農業者は総数でも24万経営  
体で、うち稲作経営体は12万経営体しかお  
らず、稲作販売農家117万戸の1割にとどま  
る（農林水産省「農業経営改善計画の営農類  
型別認定状況[12年3月末現在]）。

また、集落営農15千のうち稲作を行って  
いるのは任意組織、法人あわせて12千（集  
落営農構成農家数は44.4万）で、その稲作付  
面積（14.8万ha）は稲作全体（163万ha、販売  
農家）の1割にとどまる（農林水産省、2010  
年センサス、集落営農実態調査報告書から試

算）（清水（2014））。

規模要件を外したことは評価できようが、  
実質的には経営安定対策の対象者は、戸別  
所得補償から大幅に縮減される。日本の稲  
作を実質的に担っている小規模兼業農家を  
経営所得安定対策から外すことは、稲作経  
営基盤の弱体化を引き起こそう。

### （4） 生産調整見直し等

#### a 見直し判断時期の非妥当性

生産調整の見直しが万一正しいとしても、  
見直し時期に関しては明らかに間違ってい  
る。すなわち、米の直接支払交付金（7.5千  
円/10a）は、半額に減額されても「生産調整  
参加のインセンティブ」となるため17年度  
までは生産調整参加率は現行水準が維持さ  
れ、これをもって「見直し＝民間移行」の  
判断をするのはミスリードの危険性がある。

主食用米の過剰作付けは、米の戸別所得  
補償交付金という生産調整参加インセンテ  
ィブによって11年度以降明らかに半減して  
おり、移行期間中もこの状態が継続される  
ことに留意が必要である（第2表）。

この点で、農林水産省が14年3月11日に  
自民党に示した「主食用米の需給等に関す  
るシミュレーション」（14年3月12日付「日  
刊アグリ・リサーチ」他）は、戸別所得補償  
によって生産調整参加インセンティブが高  
まっている13年産米をベースに試算されて  
おり、参考にはなりにくい。唯一参考とな  
るのは「需給緩和シナリオ」であり、2023  
年で27万トン、5.4万haの生産過剰となる点  
に着目する必要がある。

第2表 主食用米の生産・作付け・余剰と「水田活用米穀」の推移

(単位 トン, ha)

	08年産		09		10		11		12		13		
	計画生産量	作付面積	計画生産量	作付面積	計画生産量	作付面積	計画生産量	作付面積	計画生産量	作付面積	計画生産量	作付面積	
主食用米	主食用米(万トン, 万ha)	815	159.6	815	159.2	813	158.0	795	152.6	793	152.4	791	152.2
	主食用米・余剰(万トン, 万ha)	50	5.4	16	4.9	11	4.1	19	2.2	28	2.4	27	2.7
	政府備蓄米(千トン, 万ha)	(注)11年度より回転備蓄から棚上備蓄に制度変更。同時に「播種前契約」で、生産調整対象化された(転作助成はない)。						...	1.2	83	1.5	183	3.1
新規需要米	米粉用米	566	108	13,041	2,401	27,796	4,957	40,311	7,324	34,521	6,437	21,071	3,965
	飼料用米	8,020	1,410	23,264	4,123	81,237	14,883	183,033	33,955	183,431	34,525	115,350	21,802
	WCS用稲(稲発酵粗飼料用稲)	-	9,089	-	10,203	-	15,939	-	23,086	-	25,672	-	26,600
	バイオエタノール用米	2,426	303	2,314	295	2,940	397	2,998	415	2,793	450	2,594	414
	輸出用米	391	74	926	164	2,184	388	1,626	287	2,524	454	2,825	507
	その他(わら専用稲, 青刈り用稲等)	982	1,330	1,108	956	694	508	852	501	857	553	659	457
	合計	12,386	12,314	40,654	18,142	114,851	37,072	228,820	65,569	224,127	68,091	142,499	53,744
加工用米	149,048	27,332	141,168	26,126	212,829	39,327	154,555	28,137	180,885	33,092	209,506	38,039	

資料 農林水産省「新規需要米等の用途別認定状況の推移(平成20年産～平成25年産)」に農林水産省資料等から、主食用米、政府備蓄米を追加し作成

- (注) 1 WCS用稲, わら専用, 青刈り用稲については子実を採らない用途であるため計画生産量はなし。  
 2 13年産は、需給調整カウントとなる新規需要米の取組みとして認定を受けた13年10月15日現在の値。  
 3 なお、ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。  
 4 加工用米の数量については、08～12年産は実績値。13年産は需給調整カウントとなる加工用米の取組みとして認定を受けた13年10月15日現在の値。

## b 予想される見直し後の米価下落

### (a) 考え方

現行の生産調整面積80万ha(田地面積233ha-主食用米作付面積153ha)のうち、生産調整の定着度合いに基づいて主食用米への復帰・増産可能性を見通すのが妥当と考えられる(荒幡2010)。

### (b) 荒幡(2010)の試算

#### (増産17.5万ha, 米価2千円低下)

荒幡(2010)は、生産調整を廃止(目標配分は廃止するが転作助成は維持)した場合、2000年の生産調整面積97万haの内訳を、①物理的に定着23万ha(永年作物, 転換畑, 林地等), ②経営的に定着38万ha(転作団地, ブロックローテーション組入れ等, 麦大豆等一般作物で21万ha, 野菜等特例作物で12万ha), ③定着途上12万ha(麦大豆等一般作物で11万

ha), ④未定着21万haとし、このうち、③, ④の定着途上12万ha+未定着21万ha=33万ha(07年では35万haと推定)が主食用米に復帰するとし、メインシナリオとしてとしてその半分17.5haが主食用に復帰するものと推定して試算し、米価は2,000円/60kg低下するとしている(「シナリオ1B」)。

この試算の前提となる基準米価は07年産の入札市場加重平均価格14,185円/60kgであり、主食用需要量は07/08年の855万トンである。生産調整見直しによって、これが12,319円, 891万トンに変化するとしている。米価低下の影響による最終的な(需給均衡時の)増産量は36万トン(平年単収530kgで試算すると6.8万ha, 筆者試算)になることとなる。

もちろん、今回の農政改革では、飼料用米に生産インセンティブを強く与え、主食用

用米への復帰圧力を飼料用米増産で吸収するとしている。それでは、飼料用米の増産可能性はどのようなものだろうか。

### c 飼料用米の増産可能性

#### (a) 増産目標数量と生産者の選好性

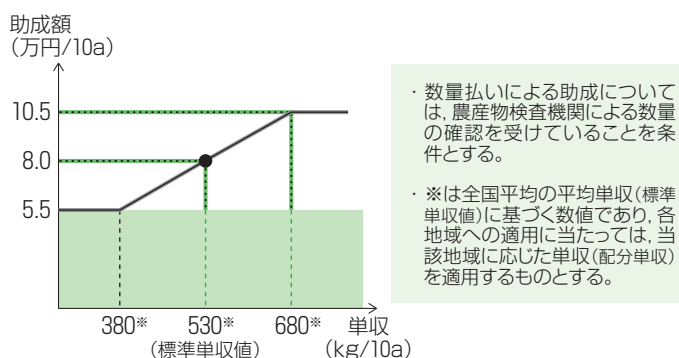
今回の政策転換では飼料用米への誘因・転作強化が喧伝されているが、主食用米の需要量は毎年8万トンずつ減少傾向にあり、飼料用米の生産増はその振替で目安として5年で40万トン程度が目指されているに過ぎない(13年12月17日農林水産省が衆院農林水産委員会に提示)。

40万トンは平年単収530kgで約7.5万haにとどまる規模であり、万一米の需要量が下げ止まったとしても、前記の主食用米への復帰圧力17.5万ha(需給均衡時で6.8万ha)が別途に存在することに留意が必要である。

とはいえ、飼料用米は、①湿田地帯でも転作が可能なこと、②転作助成金額が高いことから、これまで同様に新規需要米や加工用米、政府備蓄米のなかでは、加工用米、政府備蓄米に次いで、新規需要米のなかでは最も多く選択される可能性が高い。

もっとも、転作助成はこれまでの8万円/10aの固定制から、単収に応じた従量制(5.5万円[全国平均で380kg]~10.5万円[同680kg])に変わるため、所得減少を恐れて主食用米を選好する生産者が出ることも考えられる(第5図)。実際に、13年産では政府備蓄米の単価設定が主食用米にさや寄せしたことから選好度が高まり、一挙に作付面積

第5図 米粉・飼料用米にかかる助成内容



資料 第9回農林水産省・地域の活力創造本部決定「制度設計の全体像」

が飼料用米を上回り、飼料用米の作付面積が1.2万ha減少したという実績がある(前掲第2表)。

飼料用米はもともと販売価格(流通経費差引後)が60kg当たり1,200円程度で、5千円程度の赤字を伴うものであり、国による転作助成の継続性を疑って選好度が伸び悩む可能性もある。飼料用米の転作助成金は

第3表 飼料用米の収支試算(2008年産ベース)  
(平均面積=2.49ha, 平均単収=559kg)

	(単位 円)		
	10a当たり	60kg当たり	1kg当たり
賃借料及び料金	9,640	1,035	17
農機具費	10,640	1,142	19
労働費	15,675	1,682	28
支払利子・地代(試算)	5,068	565	9
その他(内訳項目)	6,019	646	11
その他(大項目)	27,937	2,999	50
米価	27,430	2,944	49
その他収入	4,569	490	8
費用合計(利子・地代除く)	69,911	7,504	125
利子・地代生産費(試算)	74,979	8,069	134
水田利活用助成額	80,000	8,587	143
米価	27,430	2,944	49
米価(その他収入含む)	31,999	3,435	57
飼料用米所得	△28,246	△3,032	△ 51
水田利活用助成後	51,755	5,555	93

資料 農畜産業振興機構「飼料用米生産の現状とコストダウンの可能性」(09年10月)「畜産の情報」59号、農林水産省「米生産費統計」から作成

- (注) 1 資料前者は、飼料用米生産農家125戸に対するアンケート調査結果(有効回答54戸)。  
2 支払利子・地代は、主食用米2.42ha(540kg/10a)生産者にかかるもの。  
3 労働費は(注)2の生産者の家族労働割合(0.94)を乗じて所得に加算。

当面の目標である40万トンで既に640億円の規模となり（40万トン÷530kg×85千円）、農協系統の飼料用米需要（100万トン規模と<sup>(注8)</sup>想定）で1,600億円、農林水産省が利用可能量（最終目標）とする450万トンでは7,200億円に達する。多額の財政負担の継続性に疑義を持ち、飼料用米が選好されにくい可能性もある。

一方で、実需者側が飼料用米に対して前向きな姿勢を示していることにも留意する必要がある（日本飼料工業会（2014））。

（注8）利用可能量453万トン（農林水産省〈2013.11〉「米をめぐる関係資料」）×農協系統の配合飼料取扱いシェア30.1%（全農HP）＝136万トン

#### （b）農協系統の対応方針

14年1月16日付の全中理事会は「2014年産以降の水田農業にかかるJAグループの取組方針」を決定し、その中で、飼料用米や加工用米等の非主食用米を「水田活用米<sup>(注9)</sup>穀」として一括して取扱い農業者の手取りを平準化する新たな枠組み（プール計算等）の構築を検討するとしており（14年1月17日付日本農業新聞）、飼料用米は、農協系統のなかでは全中主導のもとに転作の重要品目の1つとして組み込まれる。

14年産米は、13年度の需要低迷等により、生産数量目標が765万トンと前年度から26万トン（平年収量530kgで4.9万ha）大幅減少する厳しい環境となる。このため、当然ながら農協系統グループの中での飼料用米の作付けは、①麦大豆の不適な湿田地帯では主要な転作物として、②麦大豆の輪作、ブロックローテーション確立地域では、麦

大豆の輪作やブロックローテーションを超える部分を消化するための「米転作」として取り組まれ、一定の増産が見込まれよう。しかし、一方で麦大豆の輪作やブロックローテーションを崩す危険性を孕むことに留意が必要である。作付面積、生産数量としては、生産調整の多くを農協系統グループが担っていることからすると、14年産米については主食用米の生産数量目標減少分（26万トン〔平年収量530kgで4.9万ha〕）の多くが、飼料用米を中心とする「水田活用米穀」にシフトする可能性が高い。

生産調整が見直され、米の直払交付金が廃止された18年産以降では、それらに伴って米価が低下すると国内需要減の傾斜が緩やかになる可能性があり、その場合には主食用米の生産数量目標の年度減少量もやや鈍化し、国内需要減に伴う転作強化の必要性は低下することも考えられるが、生産調整の見直しと直払交付金廃止によって、前記の主食用米への復帰圧力17.5万ha（需給均衡時で6.8万ha）が別途に存在することに留意が必要である。生産調整不参加による主食用米への復帰圧力部分を需給均衡のために転作物に押しとどめるためには、6.8万ha程度の「水田活用米穀」による転作が継続される必要がある。なお、加工用米にも一定の増産余地が認められるが、当然ながら無尽蔵ではないし、実需者との契約も求められる（第4表）。

おって、主食用米から「水田活用米穀」への転作が行われても、転作補助金（水田活用の直接支払交付金）により、その所得は

第4表 加工用米の制度別供給量と用途別原料米需要量

(単位 万トン)

	制度別供給量				用途別原料米需要量	
	08年産 (09年度)	09 (10)	10 (11)	11 (12)		11年産 (12年度)
加工用米生産量	14.9	14.1	21.3	15.5	清酒・焼酎	33
不足分備蓄米等販売量	2.4	-	-	3.2	米菓	23
もち米収穫量	30.0	29.2	32.3	33.2	米穀粉	9
酒造好適米検査量	7.7	7.1	6.5	6.6	味噌	9
1.7ミリふるい下発生量	24.4	21.1	16.3	23.6	加工米飯	29
					包装もち	6
MA米販売量	21.0	21.0	15.0	15.0		
米粉調製品輸入量	9.3	9.7	8.8	8.3		
合計	109.7	102.2	100.2	105.4	合計	109

資料 13年1月7日付『米穀市況速報』, 12年10月6日付『週刊ダイヤモンド』その他各種資料から作成

- (注) 1 1.7ミリふるい下発生量は『米穀市況速報』試算。  
 2 「年度」はMA米が米穀年度(前年11月~当年10月), 米粉は暦年。  
 3 別途, 中米などのふるい下, 酒造用かけ米などがある。

第5表 米と転作助成の対象作物等における所得比較(10a当たりのイメージ)

(単位 千円/10a)

	販売収入 ①	経営所得安定対策交付金		収入合計 ③=①+②	経営費 ④	所得 ③-④	労働時間 (時間/10a)
		②	畑作物 水田活用				
小麦	10	79	44 35	89	47	42	5
大豆	15	73	38 35	88	45	43	9
米粉用米	25	80	- 80	105	66	39	27
飼料用米	3	(→55~105) 80	- 80	(→58~108) 83	66	(→△8~42) 17	27
わら利用の場合 (耕畜連携助成+13)	3	93	- 93	96	66	30	27
そば	25	43	23 20	68	27	41	5
なたね	38	52	32 20	90	37	53	8
主食用米 (需給調整参加)	113	(→7.5) 15	- -	(→120.5) 128	88	(→32.5) 40	27
主食用米 (需給調整非参加)	113	-	-	113	88	25	27
加工用米	93	20	- 20	113	88	25	27
政府備蓄米	106	-	-	106	88	18	27

資料 農林水産省「経営所得安定対策の概要」(平成25年度版)に農林水産省資料から得た14年度からの変更点「(→表示)」, 加工用米, 政府備蓄米を追加し作成

- (注) 1 飼料用米にかかる交付金増は米粉用米にも適用される(筆者注)。  
 2 主食用米, 小麦, 大豆の販売収入は, 平成21年産生産費統計(全階層平均, 主産物)を用いて算定。  
 3 米粉用米, 飼料用米  
 ①販売収入は, 米粉用4,800円/60kg(80円/kg: 現物弁済米の米粉用への販売価格), 飼料用米1,200円/60kg(21円/kg: MA米の売渡価格の平成21年の10~12月時点の価格)を用いて試算。  
 ②単収は, 米粉用米530kg/10a, 飼料用米650kg/10aで試算。  
 ③流通経費は, 米粉用米2,000円/60kg, 飼料用米1,000円/60kgで試算。  
 4 そばの販売収入は, 平成21年度国産そば取引価格(北海道中間3等)を用いて試算。  
 5 なたねの販売収入は, 平成21年度全農売渡価格を用いて試算。  
 6 面積当たり経営費は, 平成21年産生産費の全算入生産費から家族労働費, 自己資本利子及び自作地地代を控除。さらに, 米粉用米・飼料用米は, 主食用米の機械を活用するため, 農機具費及び自動車費の償却費を控除。  
 7 労働時間は「平成21年産生産費統計」。  
 8 加工用米の販売価格は, 10,500円/60kg(平成25年産の推定すう勢値と単収530kg/10a)を用いて試算(筆者注)。  
 9 政府備蓄米の販売価格は, 12,000円/60kg(平成25年産の推定すう勢値と単収530kg/10a)を用いて試算(筆者注)。

主食用米生産時の単位面積当たりの所得と大きくは変わらない。ただし、飼料用米は多収穫品種普及の遅れ等から劣る可能性が高い。全農が「水田活用米穀」内でのプール計算を検討しているのはこのことによる（第5表）。

（注9）「水田活用米穀」とは、飼料用米、加工用米、政府備蓄米、米粉用米等の転作扱いされる主食用以外の水稻をいう（全中の定義）。

## 5 水田農業の課題

### （1）世代交代・担い手の明確化と小規模兼業農家支援

水田農業にとって、世代交代と担い手の明確化が必要なのは論をまたない事情だろう。その際に、農地集積や規模拡大が伴うことも望まれるところだろう。

しかしだからといって、現状において日本の稲作を実質的に担っている小規模兼業農家を経営所得安定対策の対象から外すことは、稲作経営基盤の弱体化を惹起しよう。水田農業の大宗は家族農業が担っており、現在はその世代交代のなかでの農地集積途上にあるのであって、人・農地プランや機構はそれを若干加速させる役割を果たすに過ぎない。プランの出来た地域においても、担い手（受け手＝地域の中心経営体）にも離農者（出し手＝連携農業者）にもならない独立経営体（家族経営）が残る。政策的支援の対象を「担い手」と「離農者」に限定するのには問題がある。

兼業で農業に従事した者を含む「農業従事者」は、65歳以上は39.9%にとどまり、50

歳未満が27.6%と、「農業就業人口」（農業が主の世帯員）におけるそれ（12.4%）より大幅に年齢層が若いことに留意する必要がある（10年、農業センサス）。また一方で、認定農業者の高齢化にも留意が必要であろう（藤野（2011d））。

### （2）マーケットインの米生産

一方で、米消費の形態が外食・中食にシフトするなかで、消費者ニーズは多様化、高度化している。米消費の銘柄別動向としてはコシヒカリ離れが進んでおり、山形県「つや姫」や北海道「ゆめぴりか」等の良食味の新品種が台頭するなかで、購入チャネルも多様化し、インターネット販売も増加している。

米生産は、今後より一層消費者ニーズの変化に対応し、「売れる米づくり」から「買われる米づくり」に転換していく必要があるだろう。そのなかで果たすべき農協系統の役割は大きいものと言える。

### （3）生産調整の維持・拡大

5年後目途の生産調整の見直しによって、主食用米の過剰生産素地の発生が予想されるが、全農の対応方針にもあるとおり、「水田活用米穀」による転作取組みを徹底し、民間取組みによる生産調整の維持・拡大を図っていく必要がある。

また、生産調整見直し時期は、米の直接支払交付金廃止後、少なくとも3～5年の状況を見極めてから行うべきであろう。



#### (4) 政策的補助の最大活用と集落営農の組織化

当然のことながら、政策に左右されない農業経営の確立を目指しつつ、今回の農政改革で用意された政策的補助は最大限に活用していく必要がある。

そのためには、飼料用米を大宗とする「水田活用米穀」を活用した転作のより一層の強化を行う一方で、経営の継続性確保に向けた集落営農の法人化、組織の見直し・活性化や再組成に取り組む必要がある。集落営農は、農機の共同利用等による効率性アップで生産コストダウンに結びつくとともに、小規模兼業農家の農地集積手段として有効であることを十分に認識する必要がある。

#### (5) 適切な不足支払制度の創設

前節4(2)で述べたとおり、諸外国との生産条件格差を是正する適切な不足支払制度の創設が求められる。荒幡(2014)は、生産調整見直しのバーターとしての直接支払いを、10年産米の諸条件を前提に各種試算し、転作助成の継続をするなかで、生産とのデカップリング度70%(例:5年以上の過去実績+保有水田面積基準)で行えば、需給均衡量850万トン(10年産対比+2.1%)、市場価格11,822円/60kg(同△7.0%)、農家手取価格13,450円(同△7.2%、直接支払いを含む)で、財政負担額は3,038億円になるとしている。

筆者は前節4(2)で地域生産費基準の変動不足支払制を提起したが、いずれにしろ

的確な調査とシミュレーションによって設計した不足支払制度(ゲタ)が必要と考えられる。

#### <参考文献>

- ・荒幡克己(2010)『米生産調整の経済分析』農林統計協会
- ・荒幡克己(2014)『減反40年と日本の水田農業』農林統計出版
- ・佐伯尚美(2009)『米政策の終焉』農林統計出版
- ・清水徹朗(2012)「日本の稲作の現状と政策課題」『農林金融』1月号
- ・清水徹朗(2014)「米制度改革の問題点」『農中総研調査と情報』web誌1月号
- ・日本飼料工業会(2014)『飼料用米の使用に関する論点整理 中間報告』2月
- ・橋口卓也(2014)「農地集約の課題 - 集積バンクの役割重要」『経済教室』日本経済新聞 13年11月21日付
- ・平澤明彦(2010)「欧米と対比した戸別所得補償の特徴と課題」『農林金融』12月号
- ・藤野信之(2004)「外食・中食産業の米需要」『農林金融』2月号
- ・藤野信之(2005)「米流通制度改革と米価の動向」『農林金融』3月号
- ・藤野信之(2009a)「大規模稲作経営の実態と見えてくる課題」『農林金融』3月号
- ・藤野信之(2009b)「大豆の国際需給と日本の自給」『農林金融』12月号
- ・藤野信之(2010a)「小麦の国際需給と日本の自給」『農林金融』8月号
- ・藤野信之(2010b)「米輸出の動向と展望」『農林金融』12月号
- ・藤野信之(2010c)「現地に見る水田利活用の状況」『農中総研調査と情報』web誌9月号
- ・藤野信之(2011a)「米戸別所得補償モデル事業の動向」『農林金融』4月号
- ・藤野信之(2011b)「畑作物の戸別所得補償の概要と問題点」『農中総研調査と情報』web誌1月号
- ・藤野信之(2011c)「米戸別所得補償モデル事業と取引主体間における米価構成の変化」『農中総研調査と情報』web誌5月号
- ・藤野信之(2011d)「認定農業者の動向と課題」『農中総研調査と情報』web誌7月号
- ・藤野信之(2013)「米の国際需給と日本の自給」『農林金融』1月号
- ・吉田俊幸(2003)『米政策の転換と農協・生産者』農山漁村文化協会

(内容は2014年3月12日現在)

(ふじの のぶゆき)

## 家族農業再評価の流れを大河にしよう

1980年のICA(国際協同組合同盟)モスクワ大会における「西暦2000年の協同組合」(通称「レイドロー報告」)は、私たち協同組合人にとって重要かつ歴史的な文書である。そのなかの農業に関する次の短い一文は、あまり注目されたことはないが、筆者は重要な問題提起として受け止めている。

「食糧価格は、とくに石油に頼った高度な機械化農業の産物については、上昇しつづけていこう。大規模農業が効率的でないと考えられるようなひとつの限界点にわれわれは達するだろうし、より小規模な農場への回帰が避けられなくなるかもしれない。」

なぜこの一文をここで持ち出したかといえば、今年に国連が定めた「国際家族農業年」(国際農民年)だからである。これとの絡みで思い出したのは、カール・マルクスの農業論である。マルクスといえば社会主義思想の雄であり、そうであればかつてのソビエト社会主義におけるような国営の大集団農場的なものが彼の農業論の基本だと思われる向きもあろう。しかし、哲学者の柄谷行人氏は「農業生産が小生産者たちのアソシエーション(連合)」であるべきとするのがマルクスの農業論の基本であり、大集団農場的なものとは明確に一線を画すものであったという。

さらに柄谷氏は、マルクスの農業論は環境視点を踏まえたものであることを強調する。マルクスは北米の大農場に象徴される近代農業にも、これが土壌成分を収奪し、持続的生産を損なうものだとの考えから批判的であった。このようなマルクスの考えの基礎になったのが、19世紀のドイツの化学者であるリービッヒの理論であったという。

リービッヒは「農芸化学の父」と呼ばれているように、化学肥料を自らの理論に基づいて開発した。しかしその一方で、有機農業的な循環型農業を重視し、たとえば江戸期における日本の農業を高く評価したといわれている。国連は2015年を「国際土壌年」と位置づけたが、これが念頭にありこのマルクスの農業論を思

い出した次第である。

話題を「国際家族農業年」に戻したい。国連はなぜ今年をそのように位置づけたのか。それは農家と小自作農が、食料安全保障や持続可能な食料生産を達成するうえで重要な基礎をなし、飢餓や貧困の撲滅をはじめとする「ミレニアム開発目標」等の達成のために重要な貢献を果たすという、世界の期待や国際合意に基づいている。しかしながら、わが国において「国際家族農業年」の受容度に鑑みると、いささか問題ありといわざるをえない。つまりこれに因んだ取り組みや、これが話題にされることがあまりにも少ないと思うからである。

日本農業新聞が論説等で折にふれてこれに関する主張や記事を掲載していること、またJA全中第60回通常総会で萬歳章会長が冒頭のあいさつでこれに触れておられたこと、さらに特筆すべきは農林中金総合研究所の原弘平常務が中心となられ、豊かな地域を守る基盤としての「家族農業の価値」について見解をまとめられたことなど、いくつかの例外を除いて、「国際家族農業年」に因んだ取り組みを目にすることは、管見の限りではほとんどない。

TPP交渉は2月25日の段階では、大筋合意に至らず暗礁に乗り上げている形だが、いうまでもなく予断を許さない状況にある。その傍らで政府の産業競争力会議や規制改革会議の民間委員による、曲解と偏見に基づいた「攻めの農業」とか「規模の農業」とかの主張が、勢いを増してきたように見受けられる。一方、世界の食料・環境問題は深刻の度を増し、わが国においても一次産業と地方の疲弊が加速度的に進行している。しかも東日本大震災から3年が経過してしまった。

このような状況のなかで、地道な営為に見えてしまうかもしれないが、家族農業の再評価は大切な課題である。この流れを大河(国民合意)としていく努力がなんとしても必要だと思う。最後に生活クラブ生協グループは、今後ともJAグループのみなさんと連帯し、これらの問題に立ち向かっていく決意をここに表明させていただいて、本稿を閉じさせていただく。

**(生活クラブ事業連合生活協同組合連合会【生活クラブ生協連合会】)**

**代表理事会長 加藤好一・かとう こういち)**

# 日本における農業者教育

主席研究員 上野忠義

## 〔要 旨〕

- 1 本稿では、日本の農業者教育の歴史を振り返るとともに、農業教育機関の現状を把握し、今後の農業者教育のあり方を考察する。
- 2 明治期に、西洋農学を中心とする農業教育が始まった。農商務省と文部省との間で農業教育に対する権限争いが生じ、文部省所管の農業学校の数が増加したが、それらは主として指導者養成のための教育であった。大正後期から昭和初期にかけて、農業学校は疲弊する農村の実状にできていないと批判されるようになり、各地に塾風教育が誕生した。農林省も各府県の修練農場の設置を支援し、農村中堅人物の養成を行った。戦後、修練農場は経営伝習農場と名称を改め、全寮制、師弟同行、実践教育という特色は維持しつつ、鍛錬主義的な教育方針から経営合理主義的な教育方針に転換を図った。高度経済成長期には農業後継者の確保が農政の重要な課題となり、農林省は国立の農業者大学校を設立した。経営伝習農場はのちに農業大学校と称するようになった。
- 3 農業教育機関の現状をみると、農業高校卒業生の農林業就職率（2013年）は2.5%であり、高い比率とは言えない。就農する意思のある農家子弟でも、高校卒業後ただちに就農する者は少なく、大学・短大・農業大学校等に進学する者が多いと推察される。大学農学部卒業生の農林業就職率は3.0%である。一方、農業大学校卒業生の即就農率は39.4%であり、近年高まる傾向にあるが、特に雇用就農が増加している。以上のほかに、事業仕分けによる農業者大学校の廃止を受けて誕生した民間の日本農業経営大学校や、農業系の様々な専門学校等があり、独自の教育理念に基づき特色ある教育を行っている。
- 4 今後の農業者教育は、技術習得中心の内容にとどまらず、農業経営者を育てる内容へと転換を図っていくことが時代の要請になっている。今後、日本の社会システムに合う形で、農業経営者育成にDual Training System（学内と経営の現場の二本立ての教育訓練システム）を導入することが農業教育システムの課題となるだろう。日本の農業者教育は、様々な種類の農業教育機関が存在するものの、全体として見たときに体系立った教育システムが構築されているとは言い難い。相互の関連や役割分担などを明確にし、農業者育成の仕組みを根本的に再構築することが必要である。その際、試験研究や普及事業との連携とともに、農業協同組合等の農業団体も農業者育成のための教育に積極的に関わっていくことが重要である。

## 目次

### はじめに

#### 1 日本の農業教育の歴史

- (1) 明治期における欧米からの技術教育の導入
- (2) 農業教育機関の拡大
- (3) 塾風教育の誕生と発展
- (4) 大学農学部と農業高校の展開
- (5) 農業改良普及事業の発足と経営伝習農場
- (6) 農業者大学校と農業大学校

#### 2 農業教育機関の現状

- (1) 農業高校
- (2) 大学の農学系学部

#### (3) 農業大学校等

- (4) 日本農業経営大学校
- (5) 農業系の専門学校等

#### 3 今後の農業者教育のあり方

- (1) 欧米の農業者教育システムとの比較
- (2) 日本におけるDual System教育の取組事例
- (3) 中小企業大学校の経営後継者研修
- (4) 新しい時代に対応した農業者教育

### おわりに

## はじめに

日本の農業は、農家数の減少や農業従事者の高齢化が進む一方、農業経営の規模拡大が徐々に進み、法人経営も増加しつつある。市場経済化、国際化の進展など農業を取り巻く環境変化のなかで、今後の農業経営を担う人材の育成・確保が極めて重要になっている。

本稿では、日本の農業者教育<sup>(注1)</sup>の歴史を振り返るとともに、農業教育機関の現状を把握し、今後の農業者教育のあり方を考察する。

(注1)「農業者教育」には、①農業者となる人材を育成する教育と、②農業者に対する継続的な教育(普及事業、短期の研修等)があり、「農業教育」と言った場合には①②に加え、③農業分野の指導者や研究者、農業関連産業従事者を養成するための農学教育、④国民一般に対し農業への理解を深める教育(小・中学校における農業学習、成人に対する社会教育等)が含まれる。本稿では①を中心に据えつつ、一部③も関連づけながら述べていく。

## 1 日本の農業教育の歴史<sup>(注2)</sup>

### (1) 明治期における欧米からの技術教育の導入

明治政府は勸農政策を掲げ、農業技術の欧米からの導入を目指した。1872(明治5)年、北海道開拓使によって東京芝の増上寺に仮学校が設けられ、開拓使のための農業教育が行われることとなった。これが日本における農学校設立の起源であり、1875年に札幌に移され札幌学校と改称し、翌76年に札幌農学校として開校した。札幌農学校のモデルとなったのはアメリカ開拓に役割を果たした農科大学であり、教師もアメリカから招かれ、アメリカ式の大農主義農業が教えられた。

一方、1874年、内務省勸業寮は内藤新宿出張所(現在の新宿御苑)に農事修学場の創設を決定した。農事修学場は1877年に農学

校と改称し駒場に移転、1882年には駒場農学校と再度改称された。駒場農学校では、当初イギリスから教師を招聘したが、のちドイツ人教師が主流となり、ドイツ農学の分析的研究方法は日本の近代農学の展開に大きな影響を及ぼした。1881年、農商務省が発足すると駒場農学校は同省の所管に移り、翌82年、開拓使の廃止に伴い札幌農学校も同省の所管となった。

このように、日本の農業教育は文教政策としてではなく産業政策（農林行政）の立場からスタートした。しかし、その教育内容は、お雇い外国人教師による西洋農学の導入に主眼が置かれ、指導者養成のための教育であった。

同じ頃、地方では府県に勸業試験場、農事試験場、牧畜場、農事講習所などと呼ばれる機関（勸農施設）が開設され、西洋農学を中心とする伝習教育が行われたが、一部はのちに農学校へと転化していった。1881年の農商務省設立に伴い、同省と文部省との間で農業教育に対する主導権争いが生じた。<sup>(注3)</sup>

農商務省は農商工諸学校を自らの監督下に置こうとしたのに対し、文部省は教育令の規程を盾に学校という名称の機関すべての管轄権を主張した。結局、農商務省設立以前から内務省所管であった農学校（＝駒場農学校）のみを農商務省所管とするという妥協案で解決をみた。<sup>(注4)</sup>1883年、文部省は農学校通則を公布し、地方の農学校を制度化し、管轄下に置いたが、依然として農事講習所など農学校通則に準拠しない機関

（学校には該当しない機関）が主流を占め、この通則は1886年に廃止された。

**(注2)** 本節の記述は主として、高山（1981）、神谷慶治監修・農村更生協会（1989）、戦後日本の食料・農業・農村編集委員会（2003）、大日本農会（2005）、三好（2012）による。

**(注3)** 高山（1981, 30頁）、神谷慶治監修・農村更生協会（1989, 8頁）、三好（2012, 55頁）

**(注4)** 札幌農学校は、1886年の北海道庁新設に伴い、農商務省から同庁に移管された。

## (2) 農業教育機関の拡大

このように明治前期の農業教育は混沌としていたが、明治の後半になると、文部省は矢継ぎ早に実業教育に関する法令を制定した。1893年に実業補習学校規程、94年に簡易農学校規程を制定し、その後99年に制定した実業学校令で、農業学校、工業学校、商業学校、実業補習学校等を実業学校として学校教育制度の中に明確に位置づけた。

農業学校は、実業学校令の諸規程の一つである農業学校規程で、甲種農業学校（高等小学校4年卒業生〔14歳〕以上、農村指導者の育成）と乙種農業学校（尋常小学校卒業〔10歳〕以上、中堅農業者の育成）に分けられた。文部省が産業教育行政に力を入れ始め、実業教育費国庫補助法などで財政面でも法的措置を講ずるようになると、農事講習所規程で制度化されていた農商務省系の教育機関は文部省管轄下の農業学校へと移行する傾向が強まり、農業教育の主導権は文部省に握られた。

高等教育についてみると、駒場農学校は1886年に東京山林学校と統合し東京農林学校となっていたが、1890年に所管が農商務省から文部省に移され帝国大学（1897年に東

京帝国大学に改称)の農科大学に昇格した。

また、1895年には札幌農学校が北海道庁から文部省に移管された。1903年に専門学校令が公布され、官立では札幌農学校と盛岡高等農林学校、私立では東京高等農学校(のちの東京農業大学)が農業専門学校とされた。札幌農学校は1907年に東北帝国大学農科大学に昇格し(1918年に北海道帝国大学として独立)、その後、鹿児島高等農林学校、千葉県立園芸専門学校、上田蚕糸専門学校をはじめとして、大正期にかけて農業専門学校が各地に順次設置されていった。

大正期には、農業教育機関の量的拡大が顕著に進んだ。高等農業教育機関では、九州帝国大学農学部と京都帝国大学農学部が新設されたほか、1925年に東京農業大学が、大学令による大学農学部としては私立として初めて認可された。また、専門学校令に基づく専門学校として、東京・京都の各高等蚕糸学校、鳥取・三重・宇都宮・岐阜・宮崎の各高等農林学校が大正期に設立されている。

中等教育についてみると、実業学校令制定時(1899年)の農業学校数は50校であったが、20年後の1919年には甲種農業学校88校、乙種農業学校212校の計300校に増加している。その後は乙種から甲種への昇格が進んだ結果、1929年には甲種230校、乙種107校の計337校となり、甲種と乙種の数は一転している。

### (3) 塾風教育の誕生と発展

大正後期から昭和初期にかけて、世界的

な不況や相次ぐ冷害凶作により農村の窮乏が深刻化したが、こうした状況に対して、農業学校は疲弊する農村の実状に<sup>(注5)</sup>応えていないとして批判されるようになった。このような背景により、各地に塾風教育が誕生した。

塾風教育では、人物を養成するには断片的な知識教育では不十分であり、師弟が寢食を共にすることによって生徒の全人格の陶冶をなさんとした。その多くは、神道、キリスト教、東洋哲学などを基本とした精神主義と農本主義の結合によって形成された思想に支えられ、設立者の個性が強く反映していた。

デンマークの国民高等学校の教育思想を範に1915年に設立された山形県立自治講習所がその端緒であり、所長に愛知県立農林学校の教員であった加藤完治が招かれた。本格的に塾風教育が広まるのは、1925年に社団法人日本国民高等学校協会が設立され、1927年に日本国民高等学校(現在の日本農業実践学園の前身)が茨城県に開校して以降である。日本国民高等学校の校長には加藤完治が選ばれ、農場即道場とする気概に満ちた教育を展開した。以後、各地に国民高等学校、農民福音学校、農村青年共働学校、農士学校、農民講道館など、様々な名称の塾風教育機関が設立された。

このような流れのなか、農村恐慌に対処するため、1932(昭和7)年、農林省に農村更生部が新設され、農村更生運動が開始された。1934年に農林省は、国民高等学校をモデルにして、各府県に修練農場(通称「農

民道場」)を創設することとし、明治時代に公布された農商務省令である「地方農事試験場及び農事講習所規程」を改正することにより、修練農場設置の法的根拠とした。修練農場を農事講習所の一形態と位置づけることで、文部省との無用な権限争いを避けたのである。

修練農場は当初20か所に設置され、農村中堅人物<sup>(注6)</sup>の養成が開始された。1938年、社団法人農村更生協会により八ヶ岳修練農場(現在の八ヶ岳中央農業実践大学の前身)が長野県に設置され、1941年には八ヶ岳中央修練農場と改称されて、府県修練農場の指導者養成の役割も果たした。修練農場はその後急速に普及し、1944年には50有余を数えるようになった。

塾風教育の特色としては、少人数で指導者と生徒の人間関係が濃密、全寮制、人格形成の重視、実践主義、文部省の学校教育の型にはまらない自由なカリキュラム等があげられ、塾風教育機関は農村の中堅人物養成に大きく貢献した。しかし、戦時体制が強まるなかで皇国思想との結びつきを強め、一部の修練農場等では満州開拓移民の訓練などの役割も担うようになり、このことが戦後批判を受けることとなった。

(注5) 画一的技術・知識の教育に偏重しており実際の農業の役に立たない、卒業生も勤め人になる人が多い等の批判があった。

(注6) 自作農や自小作農を中心とするムラの中農層の指導者。

#### (4) 大学農学部と農業高校の展開

第二次世界大戦後、戦前の複雑な複線型学校体系は、GHQの指示によりアメリカ型

の6-3-3-4の単線型学校体系に改められた。1948年に旧制実業学校を廃止し新制実業高等学校が発足することとなり、戦前の農業学校は新制農業高等学校となった。

また、旧制の大学、専門学校、高等学校を母体として1949年に新制大学が発足することとなり、戦前の農林専門学校は、新制大学農学部となった。これにより農学系学部(水産学部を除く)のある大学数は、戦前の5校から1949年には一気に37校(国立24校、公立8校、私立5校)<sup>(注7)</sup>へと増加することとなった。

新制農業高校の教育方法の特色としては、アメリカ式農業教育の影響を受けたプロジェクト学習法の導入、学校農業クラブ(FFJ: Future Farmers of Japan)の活動、「総合農業」という科目の新設などが挙げられる。総合農業は、農学の学問的方法である分析的手法だけでは農業経営者の育成には不十分であり、実際の農業経営には多方面にわたる農学の総合的活用が必要との考え方から導入された。総合農業の単位数は、各学年12単位として3年間36単位を履修させるのが望ましく、また1人の教師が全分野を受け持つのが望ましいとされた。しかし、指導する教師の側の困難性から学校現場への浸透が不十分で、60年代には下火になり、70年代にはほとんど消えていった。

大学農学部においても、総合農業を担当する農業高校教員の養成等を目的に、1953年に旧専門学校の12大学に「総合農学科」<sup>(注8)</sup>が設置された。営農に直結する技術と経済の不離一体化により、経営観念を核心とし



て農業諸生産技術を総合化できる指導者養成を目指した。しかし、これも定着せず、60年代には他学科への移行が相次ぎ、総合農学科は大学から姿を消した。以後、日本の農学教育は、専門化・細分化の傾向が一層顕著となり、農業に対する総合的視点が<sup>(注9)</sup>大変弱体化したことが指摘されている。

農業基本法(1961年制定)に掲げられた規模拡大と自立経営農家の育成を目指し、1964年には「自営者養成農業高等学校」の制度が始まった。自営者養成に寄与できると見込まれる農業高校に対して、大規模近代化農業に関連する実験実習施設・設備と寄宿舎の整備に補助金が交付されることとなり、1980年までに36校が文部省から指定を受けた。1998年には「農業経営者育成高等学校」に名称を変更し現在も制度は継続しているが、指定校の就農率が必ずしも高いとは言えず、一部の高校を除いて「農業経営者育成」の看板は形骸化しつつある。

(注7) うち6校はのちに国立に移管された。

(注8) 帯広畜産、岩手、宇都宮、千葉、東京教育、新潟、岐阜、三重、鳥取、愛媛、宮崎、鹿児島  
の各大学。

(注9) 高山(1981, 375頁)、大日本農会(2005, 403頁)

## (5) 農業改良普及事業の発足と経営 伝習農場

1948年に農業改良助長法が制定され農業改良普及事業が発足したが、これによりアメリカの普及組織に似た組織を作って国と都道府県が協同して農業改良、生活改善、農村青少年育成に取り組むこととなった。それに伴い、農業改良普及員など技術職員

の養成が重要な課題となり、農業講習施設を設けることとなった。農業講習施設は、農業を主とする新制高校卒業者に対し2年間の講習を行う施設として、都道府県の試験研究機関に併設した。

鯉淵学園(茨城県水戸市)は、終戦直後(1945年)に全国農業会が設立した高等農事講習所がその前身である。高等農事講習所は、戦前の満蒙開拓指導員養成所・同幹部訓練所の土地・建物を引き継いで発足し、48年に全国農業会の解散に伴い農林省の助成により財団法人農民教育協会が設立され、教育事業を引き継いだ。51年には、名称を鯉淵学園に改めている。鯉淵学園は当初、農業協同組合の職員養成を中心としていたが、農業・生活改良普及員養成等をその目的に加え、充実が図られていった。

修練農場については、戦時中は国家主義的傾向が強く、満蒙開拓等で戦争協力を推し進めたとしてGHQに批判され、廃止の危機に立たされたが、51年、農林省が定めた経営伝習農場教育要綱によって「経営伝習農場」に名称を改められ、各県に再建された。経営伝習農場は、農業改良普及事業と関連づけて農村青少年の教育を行っていかうとするものであり、修練農場時代からの<sup>(注10)</sup>全寮制、師弟同行、実践教育という特色は維持しつつ、鍛錬主義的な教育方針から経営合理主義的な教育方針に転換を図り、新制中学卒業生を対象に農業自営者養成を目的とした1~2年間の教育を行う機関となった。

(注10) 「してはどうぎょう」と読む。師匠と弟子(先

生と生徒)が同じ行いをする。

## (6) 農業者大学校と農業大学校

1960年代は高度経済成長の時代であり、農村からの都市への人口流出により農業後継者の確保が農政の重要な課題となった。また、国民の教育水準も全体的に高まっていくなかで、68年に農林省は千葉県農村中堅青年養成所<sup>(注11)</sup>をモデルとして、国立の農業者大学校を東京都多摩市に設置した。

農業者大学校は、広い視野から農業・農村を考え判断し行動する農業者養成を目的とし、高等学校卒業後1年以上の農業実務経験を入学の条件として課した。教育は3年間の全寮制で、実習農場を持たず座学中心であるが、2年次に6か月間の先進農家派遣実習を行った。教育内容は、農村における良きリーダーとなるため、自然科学のみならず社会科学・人文科学についての教養も身につけるなど、それまでの経営伝習農場とは異なる新しいタイプの農業者教育機関として設立された。

一方、経営伝習農場は、72年に高等農業教育施設、77年に農民研修教育施設に名称が改められたが、77年の農業改良助長法の改正により、農民研修教育施設(通称「農業大学校」)は農業改良普及事業の一環に正式に位置づけられ、高校卒業者を対象に2年間の短大レベルの教育を行うこととなった。

その後、81年には、農業自営者養成を目的とした農民研修教育施設である「農業大学校」と、農業技術指導者養成を目的とした農業講習施設である「農業講習所」の統

合が図られ、総合的研修教育センターの役割を果たす「新農業大学校」が誕生している。94年には、農業大学校の法的名称が農業者研修教育施設に改められるとともに対象の拡大が行われ、高卒者対象の2年間の「養成部門」、養成部門修了者を対象とした1～2年間の「研究部門」に加え、生涯教育の観点から一般の農業者を対象に含む短期の「研修部門」が拡充された。

2001年に、政府の機構改革により農林水産省農業者大学校は独立行政法人化され、さらに06年には独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)に統合し、08年に茨城県つくば市の筑波農林研究団地に移転して、農研機構の一部門として新しい教育課程(四大卒程度対象:2年制)を開始した。しかし、新教育課程の1期生が卒業したばかりの10年、民主党政権の事業仕分けにより農業者大学校は事業廃止の判定を受け、当時の在校生が卒業する12年3月をもって閉校することとなった。

(注11) 1952年に千葉県は農村中堅青年養成所を設立したが、当時の経営伝習農場の勤労主義の方針に疑問を持ち、幅広い視野の育成こそ大切との考えから、全寮制の特長は生かしつつも、農場を持たず、技術分野の学問のほか、社会科学の分野に重きを置き、篤農家への派遣実習により、優れた成果を収めた。この考え方はのちに、農林省農業者大学校の設立の際、大幅に取り入れられた。

## 2 農業教育機関の現状

### (1) 農業高校

2013年度において、日本全国で4,981校ある高校のうち、農業高校(農業関係学科を有

する高校)は307校あり、うち農業関係学科のみの単独校は131校となっている(第1表)。20年前と比べると、全体の高校の数は1割減少したが、農業高校の数は3割減少しており、農業高校と他学科の高校との統合等により、総合学科への転換が進んでいる。なお、農業高校、工業高校、商業高校などは従来「職業高校」と呼ばれていたが、社

会の変化、大学や専門学校への進学率の上昇等を背景に、近年は将来のスペシャリストとして必要とされる専門性の基礎・基本の教育に重点を置いており、文部科学省は1995年以降「専門高校」と呼称し、狭い意味での職業教育に限定はしていない。

農業関係学科の数は796、農業関係学科で学ぶ生徒数は83,921人(13年度)であり、20年前と比べるといずれも4割減少している。小学科別にみると、いずれも減少しているものの、生活科学関係や農業土木関係が大幅に減少した一方で、造園関係や食品科学関係の減少幅は比較的小さい(第2表)。

卒業生の進路状況(13年)をみると、農林業就職率は、全高校卒業生の0.14%に対し、農業高校卒業生は2.5%となっているが、必ずしも高い比率とは言えない。一方、進学率についてみると、全高校卒業生では大学・短大進学率53.2%、専門学校も含めれば70.2%であり、農業高校卒業生でも大学・短大進学率13.8%、専門学校も含める

第1表 高等学校の学科別学校数  
—単独校・総合校別実数—

(単位 校, %)

		93年度 (A)	03	13 (B)	(B/A)
単 独 校	普通科	2,834	2,836	2,641	93.2
	農業科	194	160	131	67.5
	工業科	405	365	277	68.4
	商業科	287	246	184	64.1
	水産科	34	31	21	61.8
	その他 総合学科	45 -	46 132	56 256	124.4 -
総合校		1,702	1,634	1,415	83.1
計		5,501	5,450	4,981	90.5

資料 文部科学省「学校基本調査」から作成  
(注) 1 全日制・定時制の統計であり、通信制は含まない。  
2 「総合学科」とは、選択履修により普通教育と専門教育の両方を総合的に施す学科のことであり、94年度から始まった。  
3 「総合校」とは、普通科と農業科など2つ以上の学科を持つ学校である。

第2表 高等学校の農業に関する学科(小学科)の概要

(単位 学科, 人, %)

	93年度		03		13		(B/A)	(b/a)
	学科数 (A)	生徒数 (a)	学科数	生徒数	学科数 (B)	生徒数 (b)		
農業関係	275	27,785	212	22,249	180	19,170	65.5	69.0
園芸関係	199	21,236	141	14,912	111	11,382	55.8	53.6
畜産関係	69	6,165	44	4,295	35	3,836	50.7	62.2
小計	543	55,186	397	41,456	326	34,388	60.0	62.3
食品科学関係	133	14,989	124	13,555	114	12,623	85.7	84.2
農業土木関係	107	10,981	69	6,880	44	4,397	41.1	40.0
造園関係	66	6,680	70	7,038	60	6,381	90.9	95.5
林業関係	72	7,108	51	4,564	33	2,895	45.8	40.7
生活科学関係	202	21,580	101	10,298	56	5,813	27.7	26.9
その他	208	21,754	219	21,865	163	17,424	78.4	80.1
計	1,331	138,278	1,031	105,656	796	83,921	59.8	60.7

資料 第1表に同じ  
(注) 全日制・定時制の統計であり、通信制は含まない。

第3表 高等学校卒業生の進路状況

(単位 人, %)

	93年 3月卒業	03 3月卒業	13 3月卒業
全高等学校卒業生	1,755,338	1,281,334	1,088,124
農業への就職 林業への就職	1,737 175	1,865 200	1,571
農業就職率	0.10	0.15	...
農林業就職率	0.11	0.16	0.14
大学・短大進学率	34.5	46.6	53.2
専門学校進学率	16.6	21.7	17.0
農業科卒業生	46,350	35,502	27,605
農業への就職 林業への就職	1,044 75	1,009 74	700
農業就職率	2.3	2.8	...
農林業就職率	2.4	3.1	2.5
大学・短大進学率	6.2	13.2	13.8
専門学校進学率	13.5	22.8	25.5

資料 第1表に同じ

- (注) 1 全日制・定時制の統計であり、通信制は含まない。  
 2 「農業」には農業サービス業(育苗センター等)、園芸サービス業(造園業等)を含む。  
 3 08年以降の統計表では「農業」と「林業」は区分されていない。

と39.3%で、進学率の上昇が顕著となっている(第3表)。このことから、就農する意思のある農家子弟でも、高校卒業後ただちに就農する者は少なく、大学、短大、専門学校等(農業大学校を含む)に進学する者が多いと推察される。

## (2) 大学の農学系学部

大学の農学系学部の設置状況をみると、伝統的な「農学部」の名称を使用している大学は国立25校、私立6校の計31校(13年度)であるが、農学系の研究分野の広がりに伴い、「生物」「生命」「資源」「環境」「食」等の用語を組み合わせた名称の学部が多数あり、学部名の多様化が進んでいる。全体で80程度、水産学部や獣医学部、繊維学部等を除いても60程度の学部が農学に関連する研究・教育を行っている。

大学の農学系学部の学生数は75,724人(13

第4表 大学の農学系学部で学ぶ学生数

(単位 人, %)

	93年度 (A)	03	13 (B)	(B/A)
農学関係	11,959	10,480	12,050	100.8
農芸化学関係	10,521	7,674	5,518	52.4
農業工学関係	4,425	3,458	2,731	61.7
農業経済学関係	6,007	3,619	2,627	43.7
林学・林産学関係	3,078	1,862	2,028	65.9
獣医学・畜産学関係	12,005	10,578	10,976	91.4
水産学関係	7,060	6,587	6,461	91.5
その他	15,945	25,189	33,333	209.0
計	71,000	69,447	75,724	106.7

資料 第1表に同じ

第5表 大学卒業生の「農林業」への就職状況

(単位 人, %)

	93年 3月卒業	03 3月卒業	13 3月卒業
全大学卒業生	445,774	544,894	558,853
農業への就職 林業への就職	528 87	686 73	1,109
農業就職率	0.12	0.13	...
農林業就職率	0.14	0.14	0.20
農学系学部卒業生	15,229	15,933	17,330
農業への就職 林業への就職	398 56	401 35	524
農業就職率	2.6	2.5	...
農林業就職率	3.0	2.7	3.0

資料 第1表に同じ

- (注) 1 通信教育は含まない。  
 2 「農業」には農業サービス業(育苗センター等)、園芸サービス業(造園業等)を含む。  
 3 08年以降の統計表では「農業」と「林業」は区分されていない。

年度)で、20年前に比べやや増加しているが、学科別にみると「その他」の学科で学ぶ学生数が20年前の2倍以上に増加(第4表)しており、農学系の研究分野の広がりに対応して、学科名の多様化は学部名以上に進んでいる。

卒業生の進路状況をみると、農林業就職率は、全大学卒業生の0.20%に対し、農学系学部卒業生は3.0%(13年)となっている(第5表)。なお、高校卒業生の農林業就職者数が減少傾向にあるのに対し、大学卒業

生の農林業就職者数は、大学進学率の上昇に加え、生き物や食べ物、自然、環境等への関心の高まりを背景に増加傾向にあることが注目される。

農業系の短期大学の学生数（第6表）と卒業生の進路（第7表）をみると、秋田、宮城、石川等にあった県立の農業短大が4年制大学化により廃止されたため、学生数は20年前に比べ3分の1程度に減少している。現在は私立のみが存在し、東京農業大学短期大学部、日本大学短期大学部、拓殖大学北海道短期大学、西日本短期大学、大

分短期大学がある。農業系短期大学卒業生の農林業就職率は10%程度を安定的に保っている。

### (3) 農業大学校等

道府県農業大学校は、秋田、東京、富山、石川、福井を除く42道府県に設置されており、高校卒業者を対象とする養成課程（2年制）は42校全てにある。養成課程卒業生等を対象とする研究課程は15校に設置されており、2年制が10校、1年制が4校、1年または2年としているものが1校となっている。

養成課程は、農林水産省が定めている協同農業普及事業のガイドラインにより、2年間の総授業時間が2,400時間以上、講義・実験・演習がおおむね5割、実習がおおむね5割となっている。もともとはすべて全寮制であったが、13年現在、2年間全寮制は20校、1年生のみ入寮が8校、2年生のみ入寮が1校、希望者のみ入寮が7校、寮のない学校が6校となっている。

道府県農業大学校の入校者の状況（第8表）をみると、13年度の養成課程の入校者数は1,904人であり、20年前と比べると4分の3に減っている。これは大学の農学系学部の学生数がやや増えているのと対照的である。定員充足率については、定員削減の影響もあって年度によりばらつきがあるが、平均して8割程度で推移している。研究課程については、最近5年間で設置校数が激減しており、入校者数は20年前の4分の1になっている。

第6表 短期大学の農業系学科で学ぶ学生数

(単位 人, %)

	93年度 (A)	03	13 (B)	(B/A)
農学関係	2,114	1,765	1,082	51.2
農芸化学関係	302	339	256	84.8
農業工学関係	404	290	-	-
農業経済学関係	457	-	-	-
畜産学関係	510	217	-	-
計	3,787	2,611	1,338	35.3

資料 第1表に同じ

第7表 短期大学卒業生の「農林業」への就職状況

(単位 人, %)

	93年 3月卒業	03 3月卒業	13 3月卒業
全短期大学卒業生	240,916	119,151	62,375
農林業への就職	290 36	190 3	97
農業就職率	0.12	0.16	...
農林業就職率	0.14	0.16	0.16
農業系学科卒業生	1,813	1,283	608
農林業への就職	196 1	135 -	61
農業就職率	10.8	10.5	...
農林業就職率	10.9	10.5	10.0

資料 第1表に同じ

- (注) 1 通信教育は含まない。  
2 「農林業」には農業サービス業(育苗センター等)、園芸サービス業(造園業等)を含む。  
3 08年以降の統計表では「農業」と「林業」は区分されていない。

第8表 道府県農業大学校の入校者の状況

		93年度 (A)	98	03	08	13 (B)	(B/A)
養成課程	学校数(校)	43	44	43	42	42	97.7
	定員(人)	2,945	2,887	2,660	2,435	2,270	77.1
	入校者数(人)	2,549	2,220	2,213	1,725	1,904	74.7
	定員充足率(%)	86.6	76.9	83.2	70.8	83.9	...
課程研究	学校数(校)	25	24	24	22	15	60.0
	入校者数(人)	398	260	171	171	96	24.1

資料 全国農業大学校協会「平成25年度全国農業大学校等の概要」から作成

第9表 道府県農業大学校卒業生(養成課程)の進路状況

(単位 人, %)

	94年 3月卒業	99 3月卒業	04 3月卒業	09 3月卒業	13 3月卒業
卒業生数	2,228	2,169	1,990	1,576	1,907
農業従事者(即就農) ①	519	554	636	535	751
卒業生数に対する割合	23.3	25.5	32.0	33.9	39.4
①のうち自営就農	512	456	470	348	310
①のうち雇用就農	7	98	166	187	441
継続研修 ②	185	229	167	105	89
就職者	1,297	984	817	682	838
就職者のうち兼業就農 ③	731	458	259	187	185
進学	162	218	193	181	103
その他	65	184	177	73	126
就農者数(①+②+③)	1,435	1,241	1,062	827	1,025
卒業生数に対する割合	64.4	57.2	53.4	52.5	53.7

資料 第8表に同じ

(注) 「継続研修」とは、将来の就農を前提に先進農家等で研修することである。

養成課程卒業生の即就農率は高まる傾向にあり、13年は4割が卒業後ただちに就農している。その内訳をみると、20年前はほとんどが自営就農であったが、非農家出身者の入校が増えたこともあり徐々に雇用就農が増えていき、13年では両者の数が逆転し、雇用就農の方が多くなっている。一方、継続研修や兼業就農は減ってきており、即就農と継続研修・兼業就農を合わせた就農率は、近年5割程度で推移している(第9表)。

なお、全国農業大学校協会には、道府県農業大学校42校のほか、民間の日本農業

実践学園、八ヶ岳中央農業実践大学校、鯉淵学園農業栄養専門学校、中国四国酪農大学(注12)校、日本農業経営大学校の5校が加盟しており、加盟校は全部で47校である。

近年は専修学校化を図るところが増えており、13年4月1日現在、道府県農業大学校のうち32校と、民間の日本農業実践、八ヶ岳、鯉淵学園、中国四国酪農の4校が専門学校としての認可を受けている。専門学校として認可を受けると、①卒業時に専門士の称号が付与される、②4年制大学の3年次へ編入学できる資格が得られる、③公務員になった場合、短大卒と同等の待遇が得られる、④日本学生支援

機構の奨学金の対象となる、⑤JRの通学定期や学割証が利用できる、というメリットがある。

(注12) 1961年に岡山県が設立した県立酪農大学校は、67年に中国四国各県と兵庫県が設立母体となる財団法人中国四国酪農大学校に移行し、兵庫県を含む中国四国地方10県の酪農の担い手を養成することとなった。

#### (4) 日本農業経営大学校

##### a 日本農業経営大学校の概要

農業者大学校は、1968年の開校以来、地域のリーダーたる優れた農業経営者を多数輩出してきたが、民主党政権の事業仕分けの結果、12年3月に44年の歴史に幕を下ろ

すこととなった。このような動きのなか、かつてない大転換期を迎える日本農業の将来を憂い、政府の農業者大学校廃止の方針に危機感を持った各界有志が協議を重ね、農業を活性化させるためには農業界と産業界、学界などオールジャパンの力を結集し、次世代の農業経営者を育成することが必要との認識から、12年2月、一般社団法人アグリフューチャージャパン<sup>(注13)</sup>(以下「AFJ」という)が設立され、AFJは常設教育機関の開校に向け1年間かけて準備を行い、13年4月に日本農業経営大学校を開校した。

日本農業経営大学校は、高度な経営力を備え、かつ地域農業のリーダーとなる人材の育成を目指しており、入学資格は、19～40歳の農業に従事することが確実と見込まれる者で、入学前に一定の農業従事や農業実習経験を必要としている。

教育の特徴は、農業経営者の育成に特化していることであり、週1回程度の頻度で農業界や産業界で活躍する経営者等を招く「特別講義」がある。学校には附属農場を持たず、1年次の7～10月にかけて、各地の先進農業経営体へ学生を派遣し、実習受入先から経営に対する考え方や経営感覚、リーダーシップ、地域づくりの取組みなどを学び、農業経営者になるための課題を習得している。

また、2年次の7～10月にかけて、農業外企業へ学生を派遣し、農業の新たな価値や可能性、課題の発見をねらいとする企業実習を行う。なお、全寮制も教育の一環として捉えており、2年間の共同生活を通じ

て、学生同士の議論を深め豊かな人間性と社会性を養うことを目指している。

(注13) AFJの会員には、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、農林中央金庫などJAグループをはじめ、全国農業会議所、日本農業法人協会、大日本農会、農業者大学校同窓会等の農業関係団体と並んで、食品企業や流通・小売、商社など約200社に及び多様な業界の企業が名を連ね、さらには消費者団体も加わっている。

## b 農業者大学校との教育内容の比較

日本農業経営大学校は、農業者大学校を直接継承するものではないが、教育の基本的なシステムや目指す方向性に多くの共通点や類似点がある(第10表)。

第一に、農業技術の習得ではなく、農業界のリーダーたる人間形成そのものを目的としている点である。校舎は都市に立地しており、附属農場を持たないため、農場管理の必要性がない。また、通学に不便ではないにもかかわらず全寮制としているのは、その目的が農業経営を志す者同士の切磋琢磨と人格の陶冶にあるためである。

第二に、人文・社会科学系や経営学系の科目を中心に幅広く学べるカリキュラムが準備されている点である。交通至便な立地条件を生かし、著名な研究者や経営者等の外部講師を全国から招聘することができる。また、校舎が大消費地に立地していることから、消費者の視点や都会的な発想を身に付けることもできる。

第三に、学外における長期の現地実習を課しており、入学前の農業実習経験も含め、経営の現場における実践学習と校内の座学による理論学習のサンドイッチ方式で教育

第10表 農業者大学校と日本農業経営大学校の比較

	農業者大学校(多摩)	農業者大学校(つくば)	日本農業経営大学校
開校	1968年(～09年)	2008年(～12年)	2013年
運営主体	農林水産省 (01年度から独立行政法人)	独立行政法人農業・食品産業技術 総合研究機構	一般社団法人アグリフューチャー ジャパン
校舎所在地	東京都多摩市	茨城県つくば市	東京都港区
修業年限	3年間	2年間	2年間
1学年定員	50人	40人	20人
入学資格	学歴	高校卒以上	高校卒以上
	年齢	19歳以上30歳未満	19歳以上40歳未満
	農業実習 経験	1年以上	1か月以上
農家派遣実習	6か月	4か月	4か月
その他の実習	海外研修(3週間), 在宅学習(3か月)	研究チーム派遣実習(週2日×16週)	企業実習(3か月)
学校附属農場	なし	なし	なし
寮生活	全寮制(校舎隣接)	全寮制(徒歩3分)	全寮制(学校まで電車通学)
入学者の学歴	高校卒が大部分	大卒が約6割	大卒が約6割(1期生)
入学時年齢	19～20歳が大部分	平均26～27歳	平均24～25歳(1期生)
非農家出身者	1割未満(数%)	約5割	約3割(1期生)
卒業生就農率	9割以上	9割以上	…

資料 筆者作成

を行っている点である。つまり、学校という閉じた空間の中だけで学ぶのではなく、常に現実の社会に目を向け、現場から学び、それを行動につなげることを重視している。

ただし、農業者大学校とやや異なる点もある。日本農業経営大学校は経営力の養成に大きな比重を置き、講義の4割を経営力領域の科目が占めているため、経営者育成という色合いを一層鮮明にしている。その教育内容も入学者の過半を大卒者が占めるという実態に即して高度なものとなっている。また、企業実習や企業経営者の特別講義など、産業界の協力も大きな特色といえる。

### (5) 農業系の専門学校等

農業教育を行う機関としては、これまで述べてきた農業高校、大学の農学系学部、

農業大学校等のほかに、農業系の専門学校等があり、独自の教育理念や建学の精神に基づき、特色のある教育を行っている。本稿では、このうち6つの学校を紹介する(第11表)。

#### a タキイ研究農場附属園芸専門学校

タキイ種苗株式会社の研究農場に付属している専門学校であり、教育目的は、研究農場が行っている育種の基礎となる野菜・花きの栽培を社員と一緒に体験し、園芸に関する基礎知識と栽培技術の習得を通じ、次世代の農業後継者や園芸技能者を育成することにある。

1年制の本科と、本科卒業者の希望者から選抜する1年制の専攻科からなり、授業のほとんどの時間が農場での実習に充てら



第11表 農業系の専門学校等の概要

	タキイ研究農場 付属園芸専門学校	オイスカ開発教育 専門学校	農業・環境・健康研究 所農業大学院	岐阜県立国際園芸 アカデミー	中央農業グリーン 専門学校	新潟農業・バイオ 専門学校
開校	1947年	1986年	1990年	2004年	2011年	2011年
運営主体	タキイ種苗 株式会社	学校法人中野学園	公益財団法人農業・ 環境・健康研究所	岐阜県	学校法人有坂中央 学園	学校法人国際総合 学園
学校の種類	専門学校	専門学校	無認可校	専門学校	専門学校	専門学校
校舎所在地	滋賀県甲西町	静岡県浜松市	静岡県伊豆の国市	岐阜県可児市	群馬県前橋市	新潟県新潟市
修業年限	本科1年間+ 専攻科1年間	2年間	基礎技術科1年間+ 営農技術科1年間	2年間	2年間	2年間または 4年間(放送大学併修)
1学年定員	本科 60人 専攻科 30人	40人	基礎技術科 15人 営農技術科 15人	20人	80人	2年制 100人 4年制 30人
入学金	不要	70,000円	50,000円	169,200円	80,000円	70,000円
授業料 (年間)	不要	360,000円	240,000円	118,800円	480,000円	1・2年次 1,130,000円 3・4年次 870,000円
寮生活	全寮制	希望者入寮	全寮制	なし	なし	なし
寮費・食費 (年間)	無料 (学校負担)	1年次 550,000円 2年次 300,000円(注*)	寮費 70,000円 食事代 291,600円	—	—	—
その他	本科生に月額 12,000円, 専攻生に 月額16,000円の研究 費を学校から支給	実習費・クラス費・施 設費・施設利用費・ 諸費預り金の合計が 2年間で710,000円 海外諸経費(現地滞 在費)が250,000円(渡 航費は別途)(注*)	教科書代(年間) 約20,000円 修学研修積立金 (年間)30,000円 諸会費(年間) 15,000円	実習経費(年間) 150,000円程度 海外視察研修費 300,000円程度	設備費(年間) 260,000円 維持費(年間) 60,000円 実践教育指導費(年間) 110,000円 その他諸費用(年間) 250,000~300,000円	諸費用(年間) 1・2年次 170,000円 3・4年次 150,000円 放送大学学費 入学金 24,000円 授業料(64単位) 352,000円

資料 各校の学校案内、募集要項(2014年度入学)等から筆者作成  
(注) \*国際協力実践コースの場合。

れる。本科生の場合、水・土曜日の午前中  
が講義に充てられ、毎月試験が行われる。  
成績不良者は希望しても専攻科に進学でき  
ない。講義の時間が1年間で370時間に対  
し、実習の時間は1,500時間以上である。全  
寮制であり、入学金・授業料・寮費・食費  
が全て無料である。卒業後の進路は7割が  
自営就農し、2割は卸売市場、種苗店、農  
協、農業法人等、農業関連の分野に就職し  
ている。なお、各地の農協から若手の営農  
指導員の研修として毎年4、5名が出向し、  
本科生として学んでいる。

#### b オイスカ開発教育専門学校

母体のOISCA (The Organization for  
Industrial, Spiritual and Cultural  
Advancement-International) は国際NGOと

して海外で農業開発協力、環境保全などの  
活動を行っている。国際協力実践コース  
(2年制)では、豊富な農業実習と海外での  
研修を通じて国際協力の現場で即戦力とな  
る人材を育成している。2年次にはフィリ  
ピンでの現場実習があり、電気もガスも水  
道もない農山村の環境で5か月間研修する。

卒業後の進路は、青年海外協力隊やオイ  
スカ職員、JICA職員、農業自営などである。  
全寮制ではないが、希望者は入寮でき、寮  
生活ではアジア各国からの留学生と日常的  
に交流できる。同校では、14年度から農業  
専修コース(2年制)を新たに開設する。同  
コースは、新規就農希望者等を対象とし、  
農業の基本から応用技術までを学び、国内  
での就農を目指す。農業をビジネスの視点  
から学ぶため、国内の農業現場での長期イ

ンターンシップも実施する。

#### c 農業・環境・健康研究所農業大学校

MOA自然農法の普及のために開校した自然農法大学校が起源である。運営法人が13年に公益財団法人農業・環境・健康研究所へ移行したことに伴い、現在の校名となった。

MOA自然農法とは、岡田茂吉が1935年に提唱した「自然尊重・自然順応」の考え方に基づく栽培法である。

高校卒以上を対象とした基礎技術科（1年制）と同科卒業者等を対象とした営農技術科（1年制）がある。農業実践に重きを置いており、講義と実習の割合は、基礎技術科で4：6、営農技術科では2：8となっており、全寮制である。

卒業生の進路は、開校以来の累計で、技術指導者（自然農法の普及員等）が31%、就農者が14%等であるが、近年は新規就農を目指す者が増えている。一時期、学校法人化（専修学校化）を検討したが、教育運営の自由度を維持する観点から学校法人化は見送っており、専門学校等の認可は受けていない。なお、13年から教育課程に「農医連携」の概念を導入している。

#### d 岐阜県立国際園芸アカデミー

花と緑の産業を担う職業園芸人の育成を目的とし、花き園芸に特化した教育を行う県立の専門学校である。岐阜県農業大学校から花き部門を独立させて設置した。2年制で、1年次後期からは花き生産コース、

花き装飾コース、造園緑化コースに分かれる。近年の学生の傾向は、花き装飾コース6割、造園緑化コース3割、花き生産コース1割である。寮はなく、学生は自宅やアルバイトから通学している。実践を重視した教育内容で、講義と実習の割合は4：6程度である。

また、園芸先進国であるオランダやイギリスへの海外視察研修も必修科目である。就職に直結するインターンシップに取り組み、最低でも在学中に25日以上関連業界での職場体験実習を行う。インターンシップ先は学生自身が交渉し、8割の学生が2年次後期（10月実施）のインターンシップ先に就職が決まる。卒業生の就職先は、生花店・園芸店46%、造園設計施工15%、公園管理14%、農業法人等11%である。

#### e 中央農業グリーン専門学校

群馬県内で専門学校9校を運営する中央カレッジグループが、農業の6次産業化や農商工連携などに対応できる人材を育成することを目的に開校した。

農業関係の科目のほか、商品開発、販売システム、食品流通、農産物加工実習など6次産業化に関連した科目が多いのが特色である。農業ビジネス学科は週3日が講義、週2日が実習となっており、農業実習は学校から車で30分程度の水田・畑等で行い、学生を朝夕スクールバスで送迎する。プロ仕様の設備での調理実習をメインとする食農ビジネス学科においても、週1日の農業実習を行い、種まきから食卓までをトータ

ルに学ぶ。各種資格取得に力を入れており、農業技術検定3級、販売士検定3級、簿記検定3級のうち2つ以上、農業機械士、フォークリフト作業免許、危険物取扱者、毒物劇物取扱者、ビジネス能力検定3級、食の検定・食農3級、食品衛生責任者等のうち3つ以上を取得することが卒業の条件になっている。

#### f 新潟農業・バイオ専門学校

新潟県内で専門学校26校を運営するNSGカレッジリーグが、食と農と緑に関連する分野で活躍できる人材の育成を目的に開校した。3学科あるうち、バイオテクノロジー科と園芸デザイン科は系列校の新潟工科専門学校から移行し、農業経営科は新設した。2年制の課程と4年制の課程があり、4年制の課程は大学併修コースで、放送大学の授業を同時に履修することによって、卒業時には高度専門士の称号と学士(教養)の学位を同時に取得することができる。

農業経営科2年制の場合、授業は講義35%、実習55%、インターンシップ10%となっている。自前の農地はなく、農業実習は新潟市内3か所と新発田市1か所の実習地(借地)で行い、学生をスクールバスで送迎している。また、農業経営体派遣実習として、2年次に毎週1日、学生を新潟市周辺の先進農家や農業法人に派遣して実習(通年型農業インターンシップ)させており、スクールバスで巡回して送迎している。

#### g その他

以上のほか、農業関係の専門学校としては、北海道農業専門学校(北海道札幌市、学校法人八紘学園が運営、1934年設置、2年制で全寮制、1学年定員35名)、アジア農村指導者養成専門学校(栃木県那須塩原市、学校法人アジア学院が運営、1973年設置、1年制で全寮制、アジア・アフリカ等からの留学生と共に英語で学ぶ、日本人学生の募集は5名)、テクノ・ホルティ園芸専門学校(埼玉県行田市、学校法人伊東学園が運営、1988年設置、2年制、寮なし、1学年定員100名)等がある。<sup>(注14)</sup>

(注14) このほか、全日制の教育機関ではないが、週末や夜間に学ぶ農業塾やセミナー的なものとして、株式会社マイファームが運営するアグリノベーション大学校(13年2月開校)、株式会社パナ農援隊が運営するアグリベンチャー大学校(13年7月開校)、一般社団法人日本養豚協会が運営する日本養豚大学校(13年9月開校)等がある。

### 3 今後の農業者教育のあり方

今後の日本の農業者教育はいかにあるべきか、海外や他産業等の事例から考えてみることにする。

#### (1) 欧米の農業者教育システムとの比較

##### a アメリカ

アメリカでは、連邦政府(農務省)と州政府の協同事業として設置されている農業普及組織があり、農業教育システムとして定着している。普及組織は州立大学を中心に組み立てられ、105校の州立農科大学は教育、研究、普及の機能を併せ持つ。末端自治体であるカウンティ(郡)すべてに普及

事務所が置かれ、普及員を配置しており、3150ある郡普及事務所に2万人以上のスタッフ<sup>(注16)</sup>がいる。

子どもに対しては、地域の4Hクラブ(加入資格5～19歳)が農業関係のプロジェクト学習など幅広い教育機会を提供し、普及員が世話をしている。高校については、学校農業クラブ・プログラム(FFA:Future Farmers of America)が農業教育の授業時間に組み込まれ、生徒の自主的な活動を中心に農業科の教師が顧問役として助言している。農業経営者を目指す者は、農業試験場が併設され農業実学教育が充実している州立農科大学に入学するのが一般的である。

(注15) 州立農科大学の多くは、土地交付大学(Land-Grant Colleges or Universities)としての歴史を持つ。土地交付大学とは、モリル法(Morrill Land-Grant Colleges Act)の適用を受けている大学のことであり、同法は南北戦争中の1862年に制定され、農学や工学を教える高等教育機関を設置するために、連邦政府所有の土地を州政府に供与することを定めている(現在は連邦農務省からの補助金交付)。土地交付大学は、傘下の普及組織を通じて連邦農業政策の一翼を担っている。

(注16) 曾・秋山(2005, 81頁)

## b ドイツ

9～10年の基礎教育修了後、3年間の農業職業訓練(農業実務者教育)を行う。この教育は、3年間、自家農場あるいは認定指導農場で実習を行いながら、週何日か農業職業学校に通うDual System教育が行われている。農業職業訓練の修了時には試験があり、合格者に卒業免状(農業者証)が授与される。

上記の農業職業訓練の修了後、自家農場

あるいは認定指導農場で3年以上の実務経験ののち、専門学校でマイスター準備教育を受け、マイスター試験に合格するとマイスター資格が授与される。マイスター資格を得ると、地域のリーダーとして後輩実習生を引き受け教育・指導することができる。

中級農業技術者を目指す者は、3年間の農業職業訓練修了後、1年間の周年実習ののち2年間の農業学校教育を受け、試験に合格すると国家認定経営士(技術士、指導者)になることができる。高等専門技術者を目指す者は、3年間の農業職業訓練修了後、専門大学に入学する。入学後はまず1年間の実務実習があり、その後3年間の専門教育が行われ、卒業試験に合格すると専門農学士の学位が授与される。ドイツの農業教員、普及員は、この教育を受けた者が多い。

## c オランダ

12年間(5～16歳)の義務教育終了後、農業者養成のための中等農業教育は、農業教育センターと呼ばれる農業教育施設で行われる。この施設には、全日制の1年制、2年制、3年制、4年制、即就農者向けの定時1年制、成人向けの短期研修等のコースがあり、多制度併置型の教育施設となっている。

教育方法としては、Dual Training Systemの考え方を実践しており、キャンパス内での講義・実験と現場委託実習を組み合わせたもので、学校農場での実習はない。現場委託実習には、優良農家での実習と特別実

習施設Innovation and Practical Training Center (IPC) での実習の2種類がある。

農家委託実習 (Apprenticeship Training) は、中世の欧州全体に広く普及していた徒弟制度に起源を持つ。委託実習は、委託する学校側と委託を受ける農家側の契約によって行われ、受託農家は分野別に組織化されている。オランダの農業教育施設には、学校農場は附設されていない。特別実習施設 (IPC) への委託実習は、農業の高度化、施設化、機械化に対応し、先進的な技術を習得するため、農家委託実習を補う形で導入されている。

#### d フランス

フランスでは、農業教育は高校レベルから短大・大学レベルまで全て農業省が所管している (教育省の所管ではない)。農業経営者、普及員、農業高校教員、農業・食品産業従事者、農林官僚ほか専門職は、農業省所管の教育システムで養成する。農業高校の初期教育コース (高1程度) を修了すると農業職業教育修了証書 (BEPA) が授与される。

農業高校を卒業すると、農業技術者免状 (BTA) や職業バカロレア (大学入学資格) が取得できる。青年農業者助成金 (DJA) を支給されるためには、農業に関する一定の職業能力を有する証明が必要で、具体的にはBTAや職業バカロレアと同等以上の資格が必要となる。<sup>(注17)</sup> 高校卒業後、2年間の農業短大相当の課程で上級農業技術者免状 (BTSA) が取得できる。BTSAの課程修了

者は、高等教育機関の1年間のコースを修了すると職業学士の資格が取得できる。

(注17) BEPAのみやあるいは全く資格なしでも就農は可能だが、国からの助成金はない。

#### e 農業者教育のタイプ分類

田島重雄氏の<sup>(注18)</sup>分類によると、農業者育成を目的とした農業教育は大きく4つのタイプがある。

①古典欧州型：欧州で最も初期の農業学校として成立した型。教室での集団授業、学校農場での実習、寄宿舎での生活の3つを柱とする。農業の基本的理論や基本的技術を教室で教え、それを学校農場において実践させる「理論先行」の考え方に立つ。この古典欧州型の農業教育を現在そのまま採用している国は少なく、若干の改良を加えた改良新古典型 (南欧型) が多く採用されている。南欧のイタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャに加え、保守色の濃いイギリス、フランスもこの型に該当する。

②北欧型：19世紀後半にデンマークで成立し周辺諸国で発展した。古典欧州型が学校内で完結するのに対し、より実践的な農家での実習に重点を置く。春～秋は自家農業に従事し冬に学校に通う冬季定時制の設置や、農家委託実習を導入したDual Systemの採用などである。入学前に農業実務経験を要求し、「体験先行、理論後従」の考え方に立つ。学校農場はあっても展示圃や試験圃としての役割で、学生の実習用ではないという特色もある。ドイツ、スイス、オーストリア、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー等がこの型にあてはま

る。

③北米型：20世紀前半にアメリカで成立した型。自家農場で実験的実習を行うホーム・プロジェクト，学校農業クラブ（FFA）の活動，教室での授業の3つを柱とする。

④東欧型：戦後，旧共産圏に発達した型。集団農場での作業実習，通信教育＋スクーリングの活用等に特色がある。

日本の道府県農業大学校は①の改良新古典型に該当するが，農業者大学校や日本農業経営大学校は，学校農場を持たない点や入学前に農業実習経験を必要とする点で②の北欧型に近いシステムといえる。

(注18) 田島 (1985, 135～150頁)

(注19) 古典欧州型を基本に，農家委託実習やホーム・プロジェクトの導入，理論学習期と実践学習期を交互に繰り返すサンドイッチ方式の採用，農業機械センターや青年研修センターの附設等種々の改良を加えている。

## (2) 日本におけるDual System教育の取組事例

### a 京都産業大学の日本型コーオプ教育<sup>(注20)</sup>

農業者大学校や日本農業経営大学校の教育システムは，サンドイッチ方式のDual Systemに近い考え方を採用しているが，他産業で類似の事例としては，京都産業大学の日本型コーオプ教育の取組みが挙げられる。コーオプ教育（Cooperative Education）とは，約100年前に北米で始まった産学協働教育で，「教室での学習と，学生の学問上・職業上の目標に関係する分野での有益な職業体験とを統合する，組織化された教育戦略」（全米コーオプ教育委員会）と定義されている。

京都産業大学の取組みは，単なるインターンシップ（IS）とは異なり，大学が主体になって編成した正規のカリキュラムに基づいた，大学主導型のコーオプ教育であり，03年度からスタートした。新たな授業科目は「オン／オフ・キャンパス・フュージョン（O/OCF：On/Off Campus Fusion）」と名付けられ，1年次から4年次まで，学内での勉強（On Campus）と企業での実習（Off Campus）をサンドイッチ方式で4回転させる一貫したキャリア教育に特徴がある。

1年次のOff Campus部分は春期休暇中に3日間以上，2年次は夏期休暇中に7日間以上，3年次は夏期休暇中に国内10日間以上か海外1か月程度を，4年次は秋学期に半年間程度の実習を行う。実社会でのインターンシップが学生に「気づき」を与え，その「気づき」が目標を明確化し，大学での主体的な学びにつながる。それを1年次からスパイラル的に4回転させることにより，高い教育効果が期待できる。

O/OCFは，09年度からはO/OCF-PBLに進化している。O/OCF-PBLとは，O/OCFの考え方に課題解決型授業（PBL：Project-Based Learning）を導入したものであり，学生が数人のチームを組み，企業から与えられた現実的な課題の解決に挑んでいる。PBLは問題や課題を解決するために，日頃学んだ知識を活用して調査・検証しながら取り組む実践型教育で，主体的に学習していく教育プログラムとして注目されている。

(注20) 本項の記述は主として，中川（2011），田中（2013）による。

## **b 酪農学園大学の実践酪農学コース**

農学系の大学でも酪農学園大学の実践酪農学コースではDual Systemに近い考え方を採用している。同コースは、農食環境学群循環農学類(旧酪農学科)酪農学コースのサブコースとして、05年度から設置された。

実践酪農学コースでは、2年次前期と3年次後期にそれぞれ4か月間、計8か月間を大学(北海道江別市)から遠く離れた十勝地方や釧路地方の酪農家で長期間の実習を行っており、座学と現地実習を交互に実施するサンドイッチ方式を採用している。実習先でもインターネットを利用した遠隔授業と現地で実施する集中講義とを併用し、座学の学生と同等に卒業に必要な単位を取得できる体制を整えている。卒業生の3分の1程度が就農、残りは農協等の畜産関係の仕事に従事し、即戦力となる現場で活躍している。

## **(3) 中小企業大学校の経営後継者研修**

### **a 中小企業大学校とは**

国の中小企業施策の実施機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構は、全国9か所の中小企業大学校(東京校、旭川校、仙台校、三条校、瀬戸校、関西校、広島校、直方校、人吉校)を運営している。

研修コースは、研修の対象者により「中小企業支援担当者等研修」と「中小企業者等研修」に大きく分かれる。前者は、商工会議所、信用保証協会など中小企業支援機関等の担当者を対象に基礎から専門、上級まで様々な分野の研修コースがあり、中小

企業診断士養成課程もこの中に含まれる。

後者は、中小企業の経営者や経営幹部、管理者等を対象に、企業経営・経営戦略、能力開発、人事・組織、財務管理、販売・マーケティング・商品開発、生産・技術力、物流・IT・グローバル化対応といった様々な分野の研修を実施している。2日間、3日間などの短期や、インターバル期間のある全6日間、全9日間などの研修コースが多いが、全60日間(5日間連続/月×12回)にわたる経営管理者研修や10か月間全日制の経営後継者研修もある。

### **b 経営後継者研修**

経営後継者研修は東京校にのみ設けられており、全国の中小企業の経営後継者を対象とし、自社または他社における実務経験を2～3年程度有する方が望ましいとされている。定員は20名で、研修期間は10月から翌年7月までの10か月間、全寮制ではないが大部分の研修生が併設されている寮で共に生活を送る。

研修生の平均年齢は30歳程度で、20歳代前半から40歳代半ばまで幅広い年齢層の経営後継者が集い、派遣元企業の業種は、製造業、建設業、卸売・小売業、サービス業、情報通信業、運輸業、飲食・宿泊業など多岐にわたる。自社を離れる10か月間、段階的な学習と仲間との白熱したディスカッション等により、自社と自身を徹底的に見つめ直し、経営者としての視点を研ぎ澄まし、「経営意欲に火をつける」ことを目指している。

講義・演習では、経営者マインド開発、経営戦略、マーケティング、財務、人的資源管理、経営法務等の各分野にわたるカリキュラムが組まれている。また、ケーススタディ、マネジメントゲーム等の演習もグループワークに取り入れられており、企業実地研修もある。徹底した自社分析が研修全体の大きな特色であり、沿革・経営理念分析、業界・業務プロセス分析、決算書・財務分析、経営戦略・マーケティング分析、人的資源管理分析、利益・資金計画策定、リスクマネジメント分析、第二創業プラン策定の8分野におよぶ。

少人数に分かれるゼミナールでは、自社分析のフォローアップ、専門分野研究、ゼミナール論文作成指導が行われる。ゼミナール論文では、自社の将来のあるべき姿を定め、そのために自分が何をなすべきかといった行動指針を取りまとめる。ゼミナール論文の発表会には、現経営者（社長＝親）も聴きに來るといふ。

講義・演習やゼミナールを担当するのは経営コンサルタント、中小企業診断士、税理士、企業経営者など外部の専門家・実務家である。卒業後も同期の連帯感は強く、業種・業界を超えて生涯にわたって学び合える人脈となり、OB会が組織され、現役の研修生との合同研修会も行われている。

#### **(4) 新しい時代に対応した農業者教育**

今後の農業者教育の課題として、グローバル化の進展や6次産業化にも対応できる確かな経営能力と実践力を持った農業経営

者の育成が重要となっている。つまり、農業者教育は技術習得中心の内容にとどまらず、農業経営者を育てる内容へと転換を図っていくことが時代の要請といえよう。

経営戦略や情報戦略、経営組織、食品流通、消費者行動、マーケティング、会計、法務、リスク管理、事業創造など学ぶべきことは多い。今後の農業経営が、農商工連携や6次産業化により加工や販売、グリーン・ツーリズムなど多様な事業展開が予想されることを考えれば、経営を学ぶことの重要性は一層増してくる。その際、理論を学ぶだけではなく、ケースメソッドの活用等、専門職大学院のビジネススクール（MBA）や中小企業大学校で行われているような手法の導入も実践力を養う上で効果的であろう。また、実際の農業経営者や企業人から経営理念や哲学・考え方を学ぶことも有益であり、農業界、産業界、学界等オールジャパンで次世代の農業経営者育成に取り組む体制が求められる。

ドイツやオランダ等のヨーロッパ諸国では、学校内での学びだけでなく、経営の現場で実際に働くことを通して学ぶこととの二本立ての教育訓練システム（Dual Training System）が、実践力のある農業経営者育成に大きな成果を上げている。今後、日本の社会システムに合う形で、農業経営者育成にDual Training Systemを導入することが必要であろう。



## おわりに

日本の農業者教育は、様々な種類の農業関係教育機関が存在するものの、全体としてみたときに体系立った教育システムが構築されているとは言い難い。それぞれの教育機関の特色を生かしつつ、相互の関連や役割分担などを明確にし、農業者育成の仕組みを根本的に再構築することが必要になっている。

農業高校については、社会全体が高学歴化していることから、卒業直後の就農率向上を求めるのは社会の実態に即していない。むしろ農業に対して理解のある若者を多く育て、次の段階の教育機関へとつなげていくことが期待される役割と言えよう。

農業大学校等については、新しい時代に対応して実践力のある農業経営者を育てるため、教育内容や方法を見直す必要がある。その際、試験研究機関や普及組織との連携を密にするとともに、農業協同組合などの農業団体や農業関連企業も農業者育成のための教育に積極的に関わっていくことが求められよう。

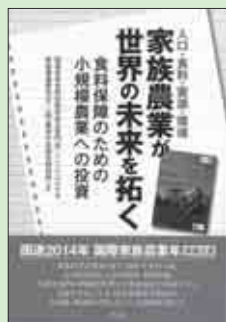
### <参考文献>

- ・安藤義道 (2013) 『忘れ花－農業者大学校校長日誌－』農文協プロダクション
- ・折原俊二郎編著 (1986) 『小さな大学校－農業者大学校の記録－』そしえて
- ・加藤弥進彦 (2002) 『人づくりと農業～平成維新への提言～』日本農業実践学園
- ・神谷慶治監修・農村更生協会編 (1989) 『農業教育の課題』信山社
- ・川上康介 (2011) 『五感で学べるある農業学校の過酷で濃密な365日－』オレンジページ

- ・佐々木正剛 (2008) 『生涯学習社会と農業教育』大学教育出版
- ・佐野明 (2003) 『「農業」から教育を拓く』実教出版
- ・世界教育史研究会編 (1977) 『世界教育史大系35 農民教育史』講談社
- ・全国農業高等学校長協会 (1983) 『農業教育百年記念誌』筑波書房
- ・全国農業大学校協議会 (2013) 『平成25年度全国農業大学校等の概要』
- ・戦後日本の食料・農業・農村編集委員会 (2003) 『戦後日本の食料・農業・農村 第10巻 農学・農業教育・農業普及』農林統計協会
- ・曾雅・秋山邦裕 (2005) 『米国における農業普及体制の変遷及び大学の役割』『鹿児島大学農学部学術報告第55号』鹿児島大学農学部, 77-83頁
- ・大日本農会 (2005) 『農業教育の再構築を目指して－農業の担い手育成の視点から－』
- ・高山昭夫 (1981) 『日本農業教育史』農山漁村文化協会
- ・田島重雄 (1985) 『世界の農業教育』筑波書房
- ・田島重雄 (2002) 『最近における欧州の農業教育』大日本農会
- ・田中寧 (2013) 『コーオペ教育の歴史と現状、および、日本における展開とその課題』『高等教育フォーラム第3号』京都産業大学教育支援研究開発センター, 9～20頁
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業者大学校 (2012) 『つくばにおける農業者大学校の教育』
- ・中川正明 (2011) 『就業力育成に向けたコーオペ教育の戦略的全学展開～京都産業大学のケース～』『私学経営No.441 (2011年11月)』私学経営研究会, 34～42頁
- ・長須祥行 (1984) 『農業高校－近代化農政の縮図－』三一書房
- ・南石晃明・飯國芳明・土田志郎編著 (2014) 『農業革新と人材育成システム－国際比較と次世代日本農業への含意－』農林統計出版
- ・日本農業研究所 (1986) 『農業者教育をめぐる－農村からの発言・記録第九輯－』
- ・日本農業研究所 (1999) 『日本農業教育の再構築の課題－日本農業教育研究会報告－』
- ・農政ジャーナリストの会編 (1979) 『日本農業の動きNo.49 問われる農業教育』農林統計協会
- ・農林統計協会編 (1987) 『農林水産文献解題No.25 農業教育問題』
- ・平井眞一編 (1980) 『高等学校農業教育の変遷と展望』筑波書房
- ・三好信浩 (2000) 『横井時敬と日本農業教育発達史』風間書房
- ・三好信浩 (2012) 『日本農業教育発達史の研究』風間書房
- ・和田金次 (1971) 『農村青年教育の実践－可能性の開拓－』農山漁村文化協会

(うえの ただよし)

## 発刊のお知らせ



人口・食料・資源・環境

### 家族農業が世界の未来を拓く 食料保障のための小規模農業への投資

国連世界食料保障委員会

専門家ハイレベル・パネル 著

家族農業研究会/(株)農林中金総合研究所 共訳

A5判190頁 定価2,000円(税別) 農山漁村文化協会

国連は、家族農業が飢餓や貧困の緩和、食料安全保障と栄養の提供、人々の生活の改善、自然資源の管理、環境保護、そして主に農村地域での持続可能な開発を達成することにおける重要な役割に世界の注目を集めることを目的として、2014年を「国際家族農業年」に制定した。

本書は、家族農業年を推進する理論的・実証的バックボーンを得るために、国連世界食料保障委員会が専門家ハイレベル・パネルに委託し、13年6月に発表された報告書「食料保障のための小規模農業への投資」を、家族農業研究会(代表 村田武)と(株)農林中金総合研究所が翻訳し日本語版として出版したものである。

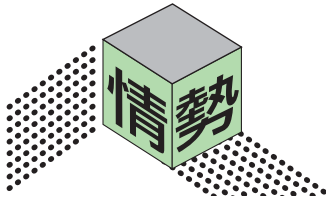
この報告書では家族農業の持つ価値として以下のような点を指摘している。

①食料供給に果たす役割が大きい、②女性・高齢者にも雇用の場を生む、③血縁・地縁の相互扶助や兼業などで安定した経営ができる、④大規模・集約化より環境負荷が小さい、⑤社会的・文化的価値を保存する。

一方、我が国政府は農林水産業を成長産業にするという「攻めの農林水産業」の戦略を打ち出し、農地集積による規模拡大、6次化・輸出拡大での付加価値向上という市場経済をベースとする政策を推進しようとしているが、上記のような家族農業の視点は政策論議から抜け落ちてしまっている。こうした点からも、本書が日本農業の目指すべき適切な方向についての政策論議を豊かなものにし、支援し、そして日本の未来における家族農業の役割を見つけ出す一助となることを願うものである。

購入申込先…………… 農山漁村文化協会

TEL 03-3585-1141 (営業)



## 高齢者との金融取引にかかる法務面からの検討

(株) 協同セミナー 常務取締役 桜井達也

本誌2013年12月号の掲載論文「判断能力に疑義のある高齢者等との金融取引」において、13年6月に行われた農林中金総合研究所「平成25年度第1回農協信用事業動向調査」のアンケート結果から、12事業年度中に発生した「判断能力に疑義のある高齢の顧客などとの対応で困った事象」についての回答の紹介とその分析が行われている。

小職が所属する(株)協同セミナーが行う農協の信用事業職員を対象とした研修においても、受講生等から判断能力に疑義のある高齢者等との窓口対応等に関する質問や相談が多く寄せられているが、こうした顧客の高齢化にともなう問題に直面するのは農協だけでなく個人と取引を行うすべての金融機関に共通する。

そこで、同論文で紹介されたアンケート結果、特に自由回答欄に記載された事項について、金融法務の立場から判断能力に疑義のある高齢者等との金融取引に関する現状の諸制度の活用方法や問題点について検討し、現行制度の限界や対応の工夫などについて考えてみたい。

### 1 アンケート結果に現れた事象

このアンケートには、既存のマニュアル

等によっては対応が困難であった事象について自由回答欄を設けて回答をお願いしており、そのなかで農協の信用事業窓口で具体的に生じた事象が挙げられている。ここでは、上述の論文に従いアンケートの自由回答欄に挙げられた事象を見てみたい。

#### (1) 顧客本人の要望等

顧客本人からの要望や問い合わせに対して問題となった事象としては次のような事象が挙げられている。

①通帳・カード・印鑑の紛失に伴う手続の依頼を何度も繰り返す。

②貯金の解約や払戻しを行ったことを忘れ、抗議したり現状の回復や再度の払戻しを求めたりする。

③何度も説明を求める、説明に納得しない、契約している定期貯金の内容を確認したい、印鑑届を見たい、など。

これらの行動の背景には、自分で依頼したことなどを忘れてしまったり自分で思い込んでしまい説明に納得しなかったりするなど、高齢者によくありがちと思われる事情があると考えられる。

#### (2) 顧客の家族・親族の要望等

判断能力に疑義のある高齢者は、家族や

親族等と同居したり介護を受けたりしている場合も多い。また、遠方に住んでいても高齢な親や兄弟を心配する者も多いと思われる。上述のアンケートでも家族や親族からの要望等に対し問題となった事象が挙げられている。

①家族や親族から本人に代わって貯金の払戻しなどの手続をしたいという依頼があるが、本人の意思を確認できない。

②貯金の払戻しや通帳の再発行などの手続について、本人からの申出を受け付けないことや手続をする前に家族や親族に連絡することを求められる。

③取引等について本人と家族・親族との意見が異なる。

④本人との取引について、本人の推定相続人間で意見の対立がある。

これらの事象の背景には、家族などが本人に代わって取引を求めてきた場合に本人の意思をどのように確認すれば良いのか、本人と介護等を行う者との間に意見や利害の対立がある場合などにどのように対応すればよいのか、さらに本人が意思能力を欠くと考えられる場合にどのようにすればよいのか、という金融機関の窓口での悩みがあると考えられる。

## 2 金融機関との取引における法律上の原則

判断能力に疑義のある高齢者との取引の問題を検討する前に、金融機関の取引における私法上の原則について再確認をしてお

く。金融機関の取引は、言うまでもなく私法上の取引として民法等で規律されており、民法では私法上の原則に従った取引関係の在り方と代理などその例外としての制度が規定されている。

私法上の原則はいくつか挙げられるが、本件の事案で特に重要な原則が「私的自治の原則」である。私的自治の原則とは、全ての人は合理的に判断し行動するという建前を前提に、人が表明したり行動したりした結果について法的な責任を負い、逆に人が関与していない現象については責任を問われることがない、という原則である。

この原則は、家族や親族であっても本人以外の者が本人の法律関係に関与することはできず、また家族等の依頼によっても本人が自身の法律関係に関与することを禁止することはできない、という結果を導く。この民法の原則に対し必要に応じて例外的な制度が設けられ、判断能力に疑義のある者への配慮もなされている。もっとも、それらは一定の事象に対応するために設けられた例外的な制度であり、それ以外は全て原則に戻らなければならない。

さらに、金融機関と高齢者との取引関係においてしばしば問題となるのは、守秘義務である。金融機関はそのすべての取引関係で取引先に対し守秘義務を負っている。そのため、高齢者との取引でもその親族や介護者に対して正当な理由がない限り高齢者の取引内容を開示できず、金融機関の窓口対応でも配慮が必要となる。

### 3 判断能力に疑義のある高齢者の保護に用いられる制度

意思能力が通常より低い者等を保護する制度や判断能力に疑義のある高齢者の保護に活用できる制度などが民法などに規定されている。ここでは、それらの制度を概観しておきたい。

#### (1) 成年後見制度

##### (法定成年後見制度)

民法は意思能力が通常よりも低い者の保護のため法定成年後見制度を設けている。この制度は、1999年の民法改正によって従来の禁治産・準禁治産制度を、障がい者保護の視点から全面的に改正したものである。制度の内容は、改正前の禁治産の制度を踏襲した成年後見、準禁治産の制度を踏襲した保佐、さらに保佐開始には至らないものの特定の法律行為等に第三者の関与が必要と判断される場合に開始される制度として補助が新設された。

法定成年後見制度では、本人が単独で行った行為について事後に本人またはそれを保護する成年後見人、保佐人、補助人が取り消すことができ、本人の単独の行為の効果に制限が加えられている。この点は他の制度にはない法定成年後見制度の最大の特徴である。

なお、法定成年後見制度の開始は、申立てにより家庭裁判所が審判をもって決定するが、その申立ては本人、配偶者、四親等

内の親族、検察官等に限られている（民法7条、11条、15条）。

#### (2) 任意後見制度

任意後見制度は、任意後見契約に関する法律（任意後見契約法）に従い締結された任意後見契約による特殊な任意代理制度である。保護を受けようとする者は任意後見人と公正証書を用いる等法定の要件を整えた任意後見契約を締結する。任意後見契約では、本人の保護が必要になった時点で本人等からの請求にもとづき家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その選任の時点から任意後見人が本人の代理人となり任意後見契約で定められた範囲の後見事務を行う旨が約定される。任意後見監督人の選任の請求は、本人、配偶者、四親等以内の親族または任意後見受任者が行うとされている（任意後見契約に関する法律4条）。

もともと、任意後見制度では任意後見監督人が選任された後も本人が単独で法律行為等を行うことが可能である。このため、任意後見契約書の一般的な例では、任意後見監督人が選任された場合には本人は速やかに実印や預貯金通帳、銀行取引印、キャッシュカードなどを任意後見人に引き渡すべき旨の条項が置かれ、任意後見人が後見事務を円滑に行うことができるようにするとともに、事実上本人が単独で法律行為等を行うことができないように手当てしている。

### (3) 任意代理制度

民法では本人の活動範囲を広げるための制度として「任意代理」という制度を設けている。代理は、本人が第三者（代理人）に対し本人のために法律行為等を行う権限（代理権限）を付与し、代理人が本人のためにする旨を表明して行った法律行為等の効果を本人に帰属させる制度である。この制度も保護が必要な者のための制度として活用可能である。なお、任意後見契約も特殊な代理権限授与契約であることは上述のとおりである。

代理権の授与は通常は委任契約により行われ、代理権を授与する場合の実務は本人から代理人に対し委任状を交付して行われる。この代理権の授与も法律行為であるから本人に意思能力を要する。しかし、代理権限の授与が有効に行われた後に本人が意思能力を失ったとしても、その代理権限には影響しないというのが通説である。もっとも、代理人が本人の利益のために行動しているか否かは本人が監督する建前となっていることから、本人が意思能力を失った場合にどのように代理人を監督するのが問題となることもある。

### (4) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送ることができるように、利用者との契約にもとづき、福祉サービスの利用援助等を行う事業である。この事業の実

施主体は都道府県や政令指定都市の社会福祉協議会が担い、事業の窓口は市町村の社会福祉協議会に置かれ、市町村の社会福祉協議会の指導と監督を受けた生活支援員が実際の援助を行う。

この事業にもとづく援助に付加して行われる日常的金銭管理では、日常生活に要する生活費等に充てるため、生活支援員が本人に代わって（本人を代理して）預貯金を払い戻すことなどが行われる。この事業はあくまで日常生活の支援を目的とした事業なので、生活支援員が本人に代わって行う取引も日常生活や生活に必要な福祉サービスの利用に必要な資金の手当などに限定される。

したがって、日常的金銭管理により生活支援員が本人に代わって取引を行う旨の申出があった時は、生活支援員が行う取引の範囲をどの範囲に限定するか（例えば、1回の払戻金額の制限や振込先口座の限定等）についてよく確認し書面で明確にしておく必要がある。

なお、日常的金銭管理の法的な性格は民法上の「任意代理」であるから、上記（3）で解説したように日常的自立支援事業の援助を受ける旨の契約を行う時点で本人に意思能力があることが必要である。

## 4 アンケートに現れた顧客 本人の要望等に対する対応 と問題点

ここではアンケートに現れた諸事象のう

ち顧客本人の要望等に対する対応と問題点について検討していく。

### (1) 顧客本人の記憶力が減退している ことに起因すると思われる要望等

アンケートに現れた顧客本人の要望等への対応で困難が生じた事象のなかに、上述のとおり顧客本人の記憶力の減退が要因と思われる事象がみられる。過去の取引内容等について取引を行った顧客本人が記憶していないという状況は、このアンケートの分析でも指摘しているとおおり、金融機関が煩雑な実務を繰り返し強いられることが容易に予想されるだけに対応に苦慮することになる。

もちろん、このような事象は農協に固有のものではない。地方銀行の事例であるがこのような顧客に対する対応で参考になる判例がある（福岡高裁2009年5月21日判決。詳細は、桜井（2010、4頁））。

この判例の事案は次のとおりである。高齢者X（大正3年生まれ。2008年当時94歳）は、軽度の認知症で、記憶力に障がいがあるほか理解力・判断能力が弱くなっているため、日常生活に補助が必要なものの日常会話には支障がない状態だった。

XはY銀行に普通預金800万円を有していたが、08年1月以降、Xの届出により盗難設定や支払停止の設定がなされることがあった。また、08年2月から3月にかけて、当時入院していたXをY銀行の行員が訪問し同人の意思を確認するなどの対応をしていた。

Xは、08年3月11日にY銀行の支店に赴き通帳再発行などの手続をしようとした。これに対しY銀行は、Xは一見、事理弁識能力を有するようと思われるが、数日前にY銀行の行員に面談したことや本件通帳の再発行を依頼したことを全く覚えていないなどの状況にあることから事理弁識能力が著しく減退していると判断し、成年後見の必要性を裁判所が判断するまで当該預金に関する取引等は受け付けられないという対応方針で臨むこととし、Xの申出を謝絶した。その直後にXからY銀行に対し預金払戻請求訴訟が提起されたという事案である。

一審の福岡地裁（福岡地裁2008年10月31日判決）では、Xが弁護士に行った訴訟委任はXの意思能力を欠き無効であり訴訟要件を欠いた訴訟として訴えを却下した。これに対しXは控訴した。控訴審では、Xの側から医師の診断書等が提出され、そのなかでXは記憶力の減退はみられるが意思能力は有しており成年後見または保佐の必要はないという医師の判断が示された。福岡高裁はこれらを理由にXの訴訟委任を有効と判断しXの預金払戻請求を認め、Y銀行は敗訴した。

この事案では、数日前にY銀行の行員と面談したことを覚えていないという記憶力の減退はあるが、行為の当時、その行為の内容を理解していると考えられることから後見や保佐の必要はないという判断が医師の診断書で示されている。契約を行った時点で契約内容等を理解していれば、契約を行ったことやその内容を後日記憶している

か否かは意思能力の有無を判断するにあたって大きな要素とはならないということなのだろう。

しかし、このような考え方は取引実感からすると違和感があるのではなかろうか。記憶力が減退している者と取引を行うと、アンケートに現れたように通帳等の紛失届や再発行の手続を繰り返したり、預貯金の解約や払戻しを行った事実を忘れて事情を問い合わせたり、事情をなかなか納得しなかったりという事態が起こることは容易に予想できる。金融機関がこれに対するには大変な労力を必要とする。上記判例のY銀行が意思能力に疑問があるので取引に応じるのを見合わせようと判断したことは、実務の対応としては無理からぬことであろう。

このような場合に金融機関として注意すべきことは、後日予想される照会等に対応するため複数の職員で対応し、取引経緯の記録を作成し、保存しておくことに尽きる。それ自体が大きな負担となるが、記録を残すことで後日のトラブルの解決を容易にすることが可能であり是非とも励行すべきである。また、上記判例のY銀行のように意思能力を欠いていると判断して手続を謝絶する場合は、裁判に持ち込まれることも覚悟して対応する必要があるが、その場合も取引の詳細や取引を謝絶するに至った経緯、判断の根拠などを記録し保存しておくことが重要となる。

## (2) 何度も説明を求めたり説明に納得しなかったりすること

顧客本人の要望等に対する対応で困難が生じた事象として、何度も同じ説明を求める、同じ説明を繰り返しても容易に納得しない、提出した帳票等を確認させてほしい、などという事象が挙げられている。これらの事象は記憶力の減退とともに判断能力や理解力の減退が大きな要因となっていると推測される。

このような顧客に対する対応で注意しなければならないのが、「適合性の原則」である。適合性の原則が端的に示されているのが金融商品取引法40条1項であるが、この原則は証券業務だけでなく消費者との取引関係全般に関する原則と考えられている。2005年4月に閣議決定された「消費者基本計画」には、適合性の原則を「高齢者や若者など消費者の特性（知識、経験及び財産の状況等）に応じた勧誘を行わなければならないという原則」とし、そのなかには「ある特定の利用者に対しては、いかに説明を尽くしても一定の商品の販売や勧誘を行ってはならないとのルールが含まれる」としている。

また、金融機関等が金融商品を販売するにあたっては、金融商品の販売等に関する法律にもとづき「勧誘方針」を策定・公表することが義務付けられており、金融商品の勧誘はこの勧誘方針に従って行うことが求められているが（同法9条）、この「勧誘方針」のなかに適合性の原則を盛り込むことが定められている（同法9条2項）。



しかし、より深刻な問題となるのが、すでに取引を行っている顧客（例えば、国債や投信を保有している顧客、預貯金取引を行っている顧客、など）が判断能力等を徐々に減退させていった場合の対応である。特に投信などのように市場の動向を見ながら管理する必要がある金融商品の場合、顧客が管理できない状況となり、放置されると顧客に大きな損失が生じる事態も想定される。また、預貯金取引でも顧客が窓口で手続きすることすらできずに放置されてしまうことがあるという。今後、顧客の判断能力が低下した結果放置されてしまった取引関係をどう扱うかという問題が浮上してくると考えられる。

しかし、現状の制度や仕組みのなかでは金融機関からこの問題の解決に積極的に動くことは難しい。この問題の解決策としては、保険の制度で用いられている指定代理人請求制度のような仕組みを預貯金規定等にも盛り込み、本人に一定の事情が生じた場合に本人があらかじめ指定した代理人が手続きできるようにする制度など新しい仕組みを工夫することが必要だろう。

## 5 アンケートに現れた顧客の家族等からの要望等に対する対応と問題点

次に、アンケートに現れた諸事象のうち顧客の家族や親族からの要望等に対する対応と問題点について検討していく。

### (1) 親族等が本人の代わりに取引を申し出た場合の対応と問題点

通常取引のなかでも、本人に代わって家族や親族が金融機関の窓口を訪れ取引を行う場合がある。その際、本人から代理人届や委任状の提出を受けて対応する場合もあれば来店した者が預貯金通帳と届出印を本人から預かってきて取引を依頼する場合もある。このように本人以外の者が来店して本人に代わって取引を行う場合の実務対応のポイントは、代理人届や委任状あるいはその取引が本人の真意にもとづいていることを確認する点であることは言うまでもない。

このことは高齢者との取引でも同様である。ただ、高齢者の場合、これまでの取引状況から考えて本人の意思で取引の代行を依頼したとは思えない場合や本人が入院等をしており本人の意思を確認することが難しい場合などがある。このような場合には入院先や自宅を訪問して面談のうえ本人の意思を確認するのが原則となるが、金融機関の担当者には親族等の反発も想定されるなか、「そこまでやる必要があるのか」という悩みがつかまとう。このアンケートでも「どういう場合に面談をしなければならぬか判らず判断に迷う」ということが記載されていた。しかし、その取引等が本人の意思によるものか否か疑念を持ちつつ取り扱うことは、免責約款や準占有者への弁済（民法478条）の適用が否定される危険もあり行ってはならない。

このことは代理人が弁護士であっても同

じである。小職の経験した事例であるが、本人がほとんど意思を表明できない状況にあったにもかかわらず本人の委任状を持った弁護士が代理人と称して取引を求めてきた事例があった。その際、弁護士が本人の意思を確認したと主張するのでその旨の念書を弁護士名で提出するよう求めたところ、その弁護士は書面の提出を拒み、取引を行わないまま帰ってしまったということがあった。また、日常生活支援事業に伴う日常金銭管理の場合も同様に支援事業の利用契約について、本人の意思の確認（契約当時、本人が意思能力を有していたこと）が問題となる場合もある。

## **(2) 顧客本人からの取引に応じないでほしい等の申出**

家族や親族等から顧客本人からの取引の申出があった場合には、取引に応じないで欲しい、事前に家族等に連絡してほしい、という依頼があることがアンケートに現れている。もちろん、本人の同意がある場合にはこれらの対応も全く問題はない。しかし、本人の同意がない場合には、本人が意思能力を欠く場合は別にして、この申出に応ずることは極めて難しい。また、本人が取引を求めてきた場合には連絡が欲しいという要望も、守秘義務との関係が問題となる。

このような申出の背景には、本人と家族や介護を行う者との間のコミュニケーションが難しい場合や本人が家族等との約束を守らないというような事情があることが想

定される。その事情や家族等の悩みは良くわかるが、金融機関が安易に家族等の要望に応じると、場合によっては家族間の紛争に巻き込まれたり家族間の確執を一層激しくさせたりしかねない。金融機関と家族等が話し合っただけで対応していることを本人に内密にするように申し合わせて対応することも考えられるが、金融機関と家族等とで十分に打ち合わせておかないと問題をこじらせる結果となりかねない。また、本人が死亡した後に他の相続人から生前の対応について「同居の家族と語らって違法な対応をした」等のクレームに発展することも想定して対応する必要があるだろう。

なお、このような場合に法定成年後見制度の利用についてアドバイスすることを励行している金融機関もあるようだが、これも家庭裁判所での実務に精通している場合以外は慎重に対応するべきだろう。家族等から「本人はそんな状態ではない」と主張されトラブルになることは良く指摘されている。しかし、家族たちの悩みは、本人が家庭裁判所の法定成年後見制度開始の審判手続に協力してくれない点にあることも多いだろう。家庭裁判所の手続には、家庭裁判所による本人の意見聴取（家事審判規則25条、30条の2、民法15条2項）や医師による診断書の提出など（家事審判規則24条、30条の2、30条の9）が必要となり本人も納得して手続に協力しなければ手続が難しいのである。

本人と家族等とのコミュニケーションが難しい場合には、家族が本人を説得でき

ずそれが家族等の悩みになっている可能性もある。そういう実務の知識や家族の状況を十分に把握しないままに安易に法定成年後見制度の利用を勧めることは、逆に反発を受ける可能性もあるので注意が必要である。

### (3) 顧客本人に意思能力がないと思われる場合の取引

このアンケートのなかに推定相続人の意見が一致しないという問題を指摘する意見がある。この意見の背景には、顧客本人が急病などで意識がない場合に「顧客本人の推定相続人全員の同意を得て取引をする」という手続を依頼したことが推測される。この手続方法は、本人以外で利害関係を持ちそうな人として推定相続人を挙げ、その同意があれば将来トラブルになりにくいという判断から考案されたものと思われる。

しかし、この手続方法には本人が回復した場合や推定相続人の他に受遺者がいた場合などが想定されていない。そういう意味では便宜的な対応であることに変わりはない。にもかかわらず、「推定相続人全員の同意があれば対応できますが一部ではだめです」と強調すると、推定相続人全員の同意が必要となる理由を聞かれ説明に窮することにもなる。小職も、「本人が死亡することを前提に取引をしようとしているのか」とクレームを受けたと相談されたことがある。

このような場合の対応としては、依頼者が本人の配偶者である場合で取引の内容が

日常家事の範囲内であれば、依頼者（本人の配偶者）を本人の代理人として取引する方法（民法761条。最判1969年12月18日 民集23-12-2476）も考えられる。しかし、配偶者以外の者から依頼された場合には、子供や兄弟、親族などできるだけ多くの人の同意を得て便宜的に対応するほかないだろう。その場合でも、本人が支払うべき債務の弁済のために預貯金を払い戻すなど、取引を依頼する家族や親族が本人のための事務管理（民法697条以下）を行っている場合に限るべきだろう。もちろん、預貯金を払い戻した資金の用途が本人と関係ないものである場合には申出を断るべきである。

### まとめ

本稿は、上述のアンケートに現れた諸事象を参考に、金融機関の取引関係のなかで判断能力等に減退がみられる高齢者との取引対応に焦点をあてて、現行制度とそれを活用した対応、その場合の注意点や限界を解説してきた。現行の制度では金融機関が対応できることは限られている。特に、金融機関が負担している守秘義務は、高齢者等の保護のため家族等の親族に協力して対応することを考えた場合に、消極的な対応を取らざるを得ない大きな要因となっている。もちろん、守秘義務も正当な理由がある場合には免除されるが、正当な理由といえる事情は人の生命・身体・財産等の保護のために必要な場合や法令にもとづく場合

など（個人情報の保護に関する法律23条1項に挙げられた事由が参考になる）に限られる。詐欺被害が懸念されるような場合にはともかく、単に日常生活上のトラブルや浪費などを防ぐことなどでは守秘義務を免れる正当な理由になるかは微妙である。

それらを克服する手段として、預貯金規定等に一定の事情がある場合に本人の指定する者が取引に関与できる制度を定めた約定を盛り込む工夫も考えられるだろう。例えば、上述した指定代理人の制度を導入することや本人が指定した者に取引内容等を通知できる旨の条項を盛り込むことなども検討する必要があるだろう。しかし、これらのことだけで問題がすべて解決できるわけではない。約定を適切に運用するために事務手続等を整備し、指定された者と本人との関係変化などによって本人にとって好ましくない者が指定されたまま放置されて

しまうようなことが無いようにするなどの適切な管理が必要となるだろう。

金融機関の窓口で高齢者等を保護するための努力は必要だが、制度的な限界があるなかで窓口の担当者や担当管理職の創意工夫だけに頼るのは本来的な対応ではない。今後ますます重要度が増すことが見込まれている高齢者との取引について、社会全体で高齢者を守るという観点から預貯金規定などの約定内容の工夫、金融機関内部の事務手続等の改善などの検討が必要になってきている。

#### <参考文献>

- ・桜井達也（2010）「意思能力に懸念のある顧客との貯金取引」『JA金融法務』3月号，No465
- ・田口さつき（2013）「判断能力に疑義のある高齢者等との金融取引―農協アンケート調査結果から―」『農林金融』12月号

（さくらい たつや）



発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2013

A4版 約193頁  
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744  
FAX 03(3233)7794  
発 行…農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2013年12月

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(61)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(61)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(61)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(62)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(62)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(62)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(64)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(64)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(65)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(66)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
TEL 03 (3233) 7745  
FAX 03 (3233) 7794

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2009. 1	37,379,516	5,176,548	15,667,082	2,770,824	36,663,980	9,699,215	9,089,127	58,223,146
2010. 1	38,609,195	5,554,523	22,886,442	1,142,581	45,240,153	11,804,206	8,863,220	67,050,160
2011. 1	40,564,558	5,452,913	21,507,237	667,060	44,943,811	13,012,729	8,901,108	67,524,708
2012. 1	42,245,041	5,165,517	20,168,893	3,956,935	41,574,741	14,435,029	7,612,746	67,579,451
2013. 1	45,711,285	4,705,493	28,210,135	2,987,588	49,846,043	16,301,876	9,491,406	78,626,913
2013. 8	48,273,510	4,361,479	25,103,111	7,315,751	48,281,427	15,816,774	6,324,148	77,738,100
9	48,495,114	4,307,322	27,300,066	6,146,625	49,899,693	16,477,210	7,578,974	80,102,502
10	48,709,144	4,258,663	25,458,037	6,591,823	49,259,923	16,485,051	6,089,047	78,425,844
11	49,166,005	4,220,598	26,457,673	5,694,199	51,159,836	16,574,253	6,415,988	79,844,276
12	49,434,382	4,175,235	27,597,120	5,471,704	52,584,827	16,608,334	6,541,872	81,206,737
2014. 1	48,848,635	4,126,079	25,360,648	5,963,766	50,289,756	16,322,488	5,759,352	78,335,362

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2014年1月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	41,357,592	-	409,102	65	155,105	-	41,921,864
水産団体	1,367,211	820	98,169	1	10,683	-	1,476,883
森林団体	1,732	-	4,567	15	108	-	6,422
その他会員	3,208	-	3,125	-	-	-	6,334
会員計	42,729,743	820	514,963	81	165,896	-	43,411,503
会員以外の者計	221,123	53,891	308,023	84,291	4,750,065	19,739	5,437,132
<b>合計</b>	<b>42,950,866</b>	<b>54,711</b>	<b>822,986</b>	<b>84,373</b>	<b>4,915,961</b>	<b>19,739</b>	<b>48,848,635</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 264,609百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2014年1月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	51,298	84,420	138,617	-	274,334
	開拓団体	8	13	-	-	21
	水産団体	9,425	6,338	8,656	-	24,419
	森林団体	1,768	6,359	1,548	30	9,705
	その他会員	255	721	20	-	996
	会員小計	62,754	97,851	148,841	30	309,475
	その他系統団体等小計	60,282	19,184	38,708	-	118,175
計	123,036	117,035	187,549	30	427,650	
関連産業	2,400,881	46,706	1,043,177	3,254	3,494,019	
その他	12,279,625	5,207	115,989	-	12,400,820	
<b>合計</b>	<b>14,803,542</b>	<b>168,948</b>	<b>1,346,715</b>	<b>3,284</b>	<b>16,322,489</b>	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2013. 8	6,625,260	41,648,250	48,273,510	-	4,361,479
9	6,491,820	42,003,294	48,495,114	-	4,307,322
10	6,478,667	42,230,477	48,709,144	500	4,258,663
11	6,684,851	42,481,154	49,166,005	-	4,220,598
12	6,539,006	42,895,376	49,434,382	-	4,175,235
2014. 1	5,883,278	42,965,357	48,848,635	-	4,126,079
2013. 1	6,762,078	38,949,207	45,711,285	-	4,705,493

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2013. 8	58,179	7,257,572	48,281,427	13,363,715	109	-	154,773
9	87,484	6,059,141	49,899,693	13,385,111	75	-	164,140
10	67,321	6,524,501	49,259,923	13,240,168	3,116	-	170,716
11	67,531	5,626,668	51,159,836	13,380,825	110	-	170,984
12	57,247	5,414,457	52,584,827	13,501,044	3,087	-	160,448
2014. 1	54,770	5,908,995	50,289,756	13,506,053	6,073	-	168,947
2013. 1	85,650	2,901,937	49,846,043	14,441,104	31,752	-	170,774

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金		出 資 金
	計	うち定期性		計	うち信用借入金	
2013. 8	55,532,544	54,021,362	1,014,965	947,178	1,744,105	
9	55,272,427	53,977,321	1,038,574	947,177	1,744,962	
10	55,556,665	54,184,018	1,103,955	947,177	1,744,963	
11	55,657,310	54,312,455	1,093,619	947,177	1,744,961	
12	56,409,323	54,739,599	1,056,175	947,176	1,744,961	
2014. 1	55,924,836	54,590,284	1,066,343	947,178	1,745,130	
2013. 1	55,569,051	54,137,857	965,172	913,106	1,792,470	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2013. 7	28,103,902	63,046,778	91,150,680	585,192	410,930
8	28,505,845	63,089,423	91,595,268	551,112	376,114
9	28,355,008	62,793,911	91,148,919	553,542	376,895
10	29,091,050	62,438,617	91,529,667	557,865	379,927
11	28,876,091	62,746,344	91,622,435	533,321	356,266
12	29,234,187	63,362,206	92,596,393	507,850	336,664
2012. 12	28,341,207	62,512,183	90,853,390	527,104	354,983

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。



# 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
612,991	4,921,191	3,425,909	16,143,020	77,738,100
621,955	4,639,776	3,425,909	18,612,426	80,102,502
598,370	4,664,208	3,425,909	16,769,050	78,425,844
871,648	4,697,519	3,425,909	17,462,597	79,844,276
537,108	5,026,966	3,425,909	18,607,137	81,206,737
677,057	4,382,346	3,425,909	16,875,336	78,335,362
591,376	5,483,692	3,425,909	18,709,158	78,626,913

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
14,399,094	1,258,983	3,923	15,816,774	529,835	5,794,204	77,738,100
14,981,992	1,327,780	3,298	16,477,210	520,923	7,057,976	80,102,502
14,978,994	1,331,984	3,356	16,485,051	520,000	5,565,932	78,425,844
15,051,350	1,348,335	3,583	16,574,253	520,000	5,895,878	79,844,276
15,064,488	1,379,340	4,056	16,608,334	875,797	5,662,988	81,206,737
14,803,541	1,346,714	3,284	16,322,488	665,197	5,088,083	78,335,362
14,721,801	1,405,721	3,578	16,301,876	850,000	8,609,655	78,626,913

# 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
58,598	34,005,603	33,930,371	-	455,176	17,140,634	6,812,020	1,523,926
59,504	34,098,425	34,002,413	-	436,187	17,042,887	6,800,786	1,553,048
57,319	34,182,640	34,103,622	13,000	433,765	17,142,631	6,907,287	1,543,422
62,337	34,425,204	34,352,862	15,000	440,620	17,141,167	6,872,198	1,541,938
89,347	34,928,907	34,853,726	15,000	436,657	17,319,819	6,898,911	1,572,297
60,299	34,543,398	34,468,077	16,000	430,869	17,585,015	6,843,221	1,562,705
65,250	33,807,807	33,727,041	2,000	414,183	17,404,799	6,871,971	1,458,396

# 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
415,355	64,036,024	63,778,179	4,756,401	1,848,406	23,191,000	206,176	706	
407,443	64,369,785	64,106,456	4,718,729	1,815,045	23,196,194	206,235	706	
394,477	64,166,232	63,887,814	4,626,003	1,763,426	23,098,818	206,351	706	
392,634	64,531,263	64,266,820	4,549,960	1,720,235	23,077,441	208,439	706	
402,129	64,606,909	64,338,323	4,540,907	1,717,836	23,069,305	206,993	706	
475,146	65,649,664	65,367,898	4,575,325	1,774,430	22,958,705	195,536	706	
421,094	63,452,524	63,217,347	4,822,626	1,745,640	23,082,501	208,396	711	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2013. 10	2,194,567	1,520,645	10,032	55,792	14,179	1,561,129	1,542,273	115,628	549,816
11	2,192,685	1,520,091	10,032	55,793	14,527	1,564,429	1,545,832	114,748	544,850
12	2,198,017	1,527,046	9,532	55,795	13,889	1,575,208	1,551,242	114,477	539,110
2014. 1	2,182,505	1,522,640	9,532	55,796	14,910	1,563,886	1,542,060	113,184	534,470
2013. 1	2,115,620	1,459,118	8,789	56,622	14,375	1,459,098	1,440,561	127,800	552,045

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2013. 8	879,564	516,522	131,791	101,973	120,233	6,947	837,280	825,919	1,336	220,160	12,169	136
9	897,100	521,935	131,537	100,993	120,023	6,748	863,206	851,172	1,336	219,704	12,147	135
10	922,268	545,069	127,766	97,428	119,638	7,092	891,936	880,816	1,336	215,815	12,344	133
11	907,902	522,878	121,703	92,806	119,154	7,169	881,253	868,914	1,139	208,550	12,212	130
2012. 11	901,067	532,894	131,330	100,674	121,622	7,810	859,347	847,722	2,147	212,441	11,815	141

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
 3 貸出金計は信用貸出金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	前年同月比増減率	2013. 1	901,794	555,691	2,742,754	2,213,746	590,574	1,247,839	182,793
		2	903,049	557,112	2,753,907	2,226,139	593,299	1,253,060	183,466
		3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678
		4	900,563	558,742	2,844,244	2,279,933	600,395	1,262,871	184,239
		5	898,782	555,128	2,872,017	2,272,525	597,813	1,257,519	183,571
		6	912,290	565,798	2,856,093	2,305,310	606,945	1,273,931	185,841
		7	911,507	552,462	2,820,634	2,280,308	602,013	1,268,197	185,266
		8	915,953	555,325	2,801,076	2,291,522	605,240	1,273,901	186,258
9		911,489	552,724	2,858,995	2,298,025	608,561	1,278,023	187,002	
10		915,297	555,567	2,817,089	2,279,349	605,292	1,276,569	186,651	
11		916,224	556,573	2,837,682	2,295,494	608,061	1,276,149	186,564	
12		925,964	564,093	2,848,588	2,324,220	616,676	1,291,364	188,596	
2014. 1 P	920,051	559,248	2,856,167	2,298,510	607,835	1,278,479	187,253		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前年同月比増減率	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	前年同月比増減率	2013. 1	1.9	3.2	2.2	3.0	0.8	1.7	2.8
		2	1.8	3.3	2.7	3.3	0.9	1.8	2.8
		3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8
		4	1.6	3.3	4.4	3.2	0.5	1.7	2.6
		5	1.7	2.9	4.4	3.8	1.2	1.8	2.6
		6	1.7	2.7	4.7	4.1	1.3	2.1	2.6
		7	1.8	0.1	4.0	4.3	1.5	2.2	2.6
		8	2.0	0.6	4.1	4.6	2.0	2.3	2.7
9		1.8	0.7	4.3	3.9	2.4	2.2	2.4	
10		1.9	0.6	4.1	3.9	2.9	2.4	2.6	
11		2.1	0.7	4.1	4.4	3.3	2.6	2.7	
12		1.9	0.5	3.9	4.2	3.0	2.5	2.5	
2014. 1 P	2.0	0.6	4.1	3.8	2.9	2.5	2.4		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。  
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。  
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。  
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。



## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2014年3月20日現在、掲載情報タイトル1,338件 [関係する掲載データ2,081件])

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。  
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。



URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014年4月号第67巻第4号〈通巻818号〉4月1日発行

## 編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

## 発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

## 定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

## 印刷所

永井印刷工業株式会社